

Ⅲ 幼稚園、小・中学校、義務教育学校の指導の重点

1 幼稚園教育の指導の重点

[目 的]

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

1 創意ある全体的な計画の作成とカリキュラム・マネジメント

- ・ 各法令並びに幼稚園教育要領に従い、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育課程を編成し、学校保健計画、学校安全計画等の計画と関連させ、一体的な教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成する。
- ・ 教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価改善すること、人的又は物的な体制を確保し改善を図ることを通して、教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントに努める。

2 指導計画に基づく教育の展開

- ・ 各園の教育課程に基づいた指導計画を作成し、幼児の自発的な活動としての遊びを中心に、幼稚園教育の目標を達成するために必要な様々な体験が豊富に得られるような環境を構成するよう努める。
- ・ 「幼児理解に基づいた評価」の実施に当たり、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにする。
- ・ 特別な配慮を必要とする幼児への指導に当たっては、組織的かつ計画的に、個々の幼児の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫に努める。

3 教職員の資質・能力の向上

- ・ 教材の研究や指導方法の工夫、評価の妥当性や信頼性の確保等について、保育参観及び協議等を中心とした計画的・継続的な園内研修の充実に努める。
- ・ 法定研修を始めとする園外の各種研修等に積極的に参加し、経験年数等に応じた専門性の向上に努める。

4 学校評価の充実

- ・ 園の教育活動、その他の園運営の状況について自己評価を実施し、その結果及び改善策を保護者や地域等に広く公表するとともに、設置者に報告する。自己評価の結果について学校関係者評価委員会で評価し、園・家庭・地域が園の現状と課題について共通理解を深めて相互に連携し、園運営の改善と幼児教育の質の向上に資するよう努める。

5 学校等間の連携の充実

- ・ 幼児の生活の場が広がり、より豊かな関わり合いが体験できるよう他の幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校などとの連携や交流に努める。
- ・ 幼児教育の成果を小学校教育に生かすため、幼保小の架け橋プログラムの趣旨を踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校の教師と共有するなど連携し、架け橋期の教育の充実を図るよう努める。

6 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの実施

- ・ 幼児の心身の負担に配慮しながら、教育課程に基づく活動とのつながりを考慮し、多様な体験を促すいわゆる預かり保育の計画の工夫、実施に努める。
- ・ 地域における幼児期の教育のセンターとして、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、幼稚園の機能や施設を開放し、幼稚園と家庭が一体となる取組を進める子育ての支援に努める。

※ 幼保連携型認定こども園の指導については、これらに準ずる。

2 各教科等の指導の重点

国語（小）

[目 標]

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重点目標	具体化のための内容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 単元など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 道徳教育との関連	○ 児童の言語能力が螺旋的に高まるよう系統性を重視し、発達の段階や学習の状況に応じて、幼児教育との関連や前後の学年を考慮しながら弾力的に指導したり、児童の実態や必要性に応じて重点的に指導したりすることができるよう工夫して指導と評価の計画を作成する。 ◎ 単元など内容や時間のまとまりを見通して、国語科の資質・能力がバランスよく育成されるようにするとともに、外国語活動及び外国語科、他教科等との関連など、教科等横断的な視点で言語能力の育成を図ることができるよう年間指導計画を作成する。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、国語科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 言語活動の適切な配置 ◇ [知識及び技能] の指導の充実 ◇ [思考力、判断力、表現力等] の指導の充実 ◇ 個に応じた指導の充実	○ 言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などの「知識及び技能」の習得や、自分の思いや考えを深めるための「思考力、判断力、表現力等」の育成を図るため、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることができるよう授業の工夫改善を図る。 ○ 学習指導要領解説の言語活動例を参考に、児童の発達や学習の状況に応じて言語活動を設定する。 ◎ 学習の中で必要となる多様な語句を取り上げ、語句のまとまりや関係、構成や変化について理解することができるよう、語彙を豊かにする指導の工夫改善を図る。 ○ 「情報と情報との関係」と「情報の整理」の学習では、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の指導事項と関連を図りながら指導する。 ◎ 「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の全領域に設定された「考えの形成」に関する指導事項を重視し、児童が自分が考えたことを工夫して表現したり、文章を読んで理解したことなどに基づいて考えをまとめたり広げたり深めたりするなど、自分の考えを形成する学習過程を踏まえて授業を展開することができるよう工夫する。 ◎ 適切な指導方法や指導体制、学習形態を工夫し、個に応じた指導ができるよう配慮する。
3 学習評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	○ 学習評価は、児童の学習改善につなげるとともに、教師の指導改善に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」の場面を精選するなど、評価時期や場面、評価方法の工夫・改善を図る。 ◎ 適切な評価基準や評価方法等について、組織的かつ計画的に取り組む。
4 その他 ◇ ICTの活用 ◇ 学校図書館の活用 ◇ 言語環境の整備	○ 1人1台端末や情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫する。 ◎ 学校図書館の読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を重視し、児童に対する利用指導を行うとともに、[知識及び技能] 及び [思考力、判断力、表現力等] に示す指導に当たっては、目的をもった計画的な利用を推進する。 ○ 言語感覚の育成のため、言葉遣いや板書、掲示物、印刷物等の言語環境の整備に留意する。

国語（中）

〔 目 標 〕

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の言語文化に関わり、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重 点 目 標	具 体 化 の た め の 内 容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 単元など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 道德教育との関連	○ 生徒の言語能力が螺旋的に高まるよう系統性を重視し、発達の段階や学習の状況に応じて、小学校における指導内容や前後の学年を考慮しながら弾力的に指導したり、生徒の実態や必要性に応じて重点的な指導を行ったりすることができるよう、工夫して指導と評価の計画を作成する。 ◎ 単元など内容や時間のまとまりを見通して、国語科の資質・能力がバランスよく育成されるようにするとともに、外国語科、他教科等との関連など、教科等横断的な視点で言語能力の育成を図ることができるよう年間指導計画を作成する。 ○ 道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、道德科の示す内容項目について、国語科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 言語活動の適切な配置 ◇ 「知識及び技能」の指導の充実 ◇ 「思考力、判断力、表現力等」の指導の充実 ◇ 個に応じた指導の充実	○ 言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などの「知識及び技能」の習得や、自分の思いや考えを深めるための「思考力、判断力、表現力等」の育成を図るため、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問、直したりして、言葉への自覚を高めることができるよう授業の工夫改善を図る。 ○ 学習指導要領解説の言語活動例を参考に、生徒の発達や学習の状況に応じて言語活動を設定する。 ◎ 学習の中で必要となる多様な語句を取り上げ、語句のまとまりや関係、構成や変化について理解することができるよう、語彙を豊かにする指導の工夫改善を図る。 ○ 「情報と情報との関係」と「情報の整理」の学習では、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の指導事項と関連を図りながら指導する。 ◎ 「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の全領域に設定された「考えの形成」に関する指導事項を重視し、生徒が自分が考えたことを工夫して表現したり、文章を読んで理解したことなどに基づいて考えをまとめたり広げたり深めたりするなど、自分の考えを形成する学習過程を踏まえて授業を展開することができるよう工夫する。 ◎ 適切な指導方法や指導体制、学習形態を工夫し、個に応じた指導ができるよう配慮する。
3 学習評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	○ 学習評価は、生徒の学習改善につなげるとともに、教師の指導改善に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」の場面を精選するなど、評価時期や場面、評価方法の工夫・改善を図る。 ◎ 適切な評価規準や評価方法等について、組織的かつ計画的に取り組む。
4 その他 ◇ ICTの活用 ◇ 学校図書館の活用 ◇ 言語環境の整備	○ 1人1台端末や情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫する。 ◎ 学校図書館の読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を重視し、「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」に示す指導に当たっては、小学校で学習した内容を踏まえながら、目的をもった計画的な利用とその機能の活用を推進する。 ○ 言語感覚の育成のため、言葉遣いや板書、掲示物、印刷物等の言語環境の整備に留意する。

社会（小）

〔 目 標 〕

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重点目標	具体化のための内容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 単元など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 地域素材の活用 ◇ 道徳教育との関連	○ 目標及び内容を分析し、児童や地域の実態などに応じて、単元など内容や時間のまとまりを見通し、その中で育む資質・能力の育成に向けて、指導と評価の計画を作成する。 ◎ 学習の問題を追究・解決する学習過程の中で、問題解決の見通しをもって他者と協働的に追究し、追究結果を振り返ってまとめたり、新たな問いを見いだしたりすることができるよう、指導と評価の計画を作成する。 ○ 地域の実態を生かし、地域素材の教材化、地域における学習の場の設定、地域人材の活用などに配慮する。特に第3学年及び第4学年は、地域に密着した特色ある指導計画を作成し、地域社会への理解を深めるとともに誇りと愛情を育てる。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、社会科の特質に応じて指導する。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 問題解決的な学習過程の充実 ◇ 言語活動の充実 ◇ 具体的な体験を伴う学習の充実 ◇ 個に応じた指導の充実	◎ 児童が社会的事象から学習問題を見だし、社会的な見方・考え方を働かせて学習問題を追究・解決する学習過程の中で、具体的な事実に関する知識の習得を踏まえて、汎用性のある概念などに関する知識を獲得するよう、問題解決的な学習過程の工夫・改善を図る。 ○ 単元などにおける学習問題を設定し、その問題の解決に向けて見通しをもち、諸資料や調査活動などで調べ、社会的事象の特色や相互の関連、意味を考えたり、社会への関わり方を選択・判断したりして表現し、社会生活について理解したり、社会への関心を高めたりする学習活動の工夫・改善を図る。 ○ 社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど、言語活動に関わる学習を一層重視する。 ○ 児童が実物や本物を直接見たり触れたりすることを通して社会的事象を適切に把握し、具体的、実感的に捉えられるようにするなど、観察や見学、聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動を工夫する。 ○ 学習活動を行う場合に生じる個々の困難さに応じて、指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うようにする。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 単元など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程や成果を評価して指導改善や児童自身の学習改善を図り、資質・能力の育成に生かすようにする。その際、評価したことを記録に残す場面を精選し、指導に生かす評価に重点を置く。 ◎ 適切な評価規準や評価方法等について検討して明確にするなど、学校として組織的かつ計画的な取組を推進する。また、評価の仕組や評価方法について説明するなど、評価に関する情報を提供し、保護者や児童が理解を深めることができるようにする。
4 その他 ◇ ICTの活用 ◇ 関係者との連携・協働	◎ 資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現を図る学習過程においてICTを活用する場面を適切に選択し、効果的に活用できるようにする。 ○ 博物館や資料館などの施設の活用、身近な遺跡や文化財などの調査活動などを取り入れる。また、内容に関わる専門家や関係者、関係諸機関との連携を図る。

社会（中）

〔 目 標 〕

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重点目標	具体化のための内容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 単元など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 地域素材の活用 ◇ 道德教育との関連	○ 目標及び内容を分析し、生徒や地域の実態などに応じて、単元など内容や時間のまとまりを見通し、その中で育む資質・能力の育成に向けて、指導と評価の計画を作成する。その際、小学校社会科及び各分野相互の有機的な関連を図ることに留意する。 ◎ 学習課題を追究・解決する学習過程の中で、課題解決の見通しをもって他者と協働的に追究し、追究結果を振り返ってまとめたり、新たな問いを見いだしたりすることができるよう、指導と評価の計画を作成する。 ○ 地域の実態を生かし、地域素材の教材化、地域の諸資料や文化財の活用、地域の施設の活用、地域の人々の協力などを考慮し、学習活動の工夫を図る。 ○ 道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、道德科の示す内容項目について、社会科の特質に応じて指導する。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 課題を追究・解決する学習過程の充実 ◇ 言語活動の充実 ◇ 作業的で具体的な体験的を伴う学習の充実 ◇ 個に応じた指導の充実	◎ 生徒が社会的事象から学習課題を見だし、社会的な見方・考え方を働かせて学習課題を追究・解決する学習過程の中で、具体的な事実に関する知識の習得を踏まえて、汎用性のある概念などに関する知識を獲得するよう、課題を追究・解決する学習過程の工夫・改善を図る。 ○ 単元などにおける学習課題を設定し、その課題の解決に向けて見通しをもち、知識及び技能を習得・活用して思考・判断・表現しながら課題を追究・解決する学習過程の工夫・改善を図る。 ○ 社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多面的・多角的に考察したことや選択・判断したことを論理的に説明したり、複数の立場や根拠を明確にして議論したりするなど、言語活動に関わる学習を一層重視する。 ○ 作業的で具体的な体験を伴う自らの直接的な活動を通して社会的事象を捉え、認識を深めていく学習活動の充実を図る。 ○ 学習活動を行う場合に生じる困難さに応じて、指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うようにする。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 単元など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程や成果を評価して指導改善や生徒自身の学習改善を図り、資質・能力の育成に生かすようにする。その際、評価したことを記録に残す場面を精選し、指導に生かす評価に重点を置く。 ◎ 適切な評価規準や評価方法等について検討して明確にするなど、学校として組織的かつ計画的な取組を推進する。また、評価の仕組や評価方法について説明するなど、評価に関する情報を提供し、保護者や生徒が理解を深めることができるようにする。
4 その他 ◇ I C Tの活用 ◇ 関係者との連携・協働	◎ 資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現を図る学習過程においてI C Tを活用する場面を適切に選択し、効果的に活用できるようにする。 ○ 各分野の学習内容に関係する専門家や関係諸機関などと連携・協働を図り、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動を充実させられるよう工夫する。

算数（小）

〔 目 標 〕

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解するとともに、日常の事象を数理的に処理する技能を身に付けるようにする。
- (2) 日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養う。
- (3) 数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとする態度、算数で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重 点 目 標	具 体 化 の た め の 内 容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 単元など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 道徳教育との関連	◎ 学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説、「内容のまとまりごとの評価規準」を踏まえて、「単元の目標」と「単元の評価規準」を設定し、その上で「指導と評価の計画」を作成する。 ○ 数学的に考える資質・能力の育成やその維持を図るために、問題解決における知識及び技能の積極的な活用を図るとともに、思考の過程や結果について、判断したり表現したりする機会を設けるなど、計画的な指導を工夫する。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、算数科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 「数学的な見方・考え方」を明確にした授業の充実 ◇ 数学的に考える資質・能力を育成するための数学的活動の充実 ◇ 考えを表現し伝え合う学習活動の充実 ◇ 個に応じた指導の充実	◎ 単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童や学校の実態、指導内容に応じて、次のような視点から授業改善を図る。 ・ 児童自らが、問題の解決に向けて見通しをもち、粘り強く取り組み、問題解決の過程を振り返り、よりよく解決したり、新たな問いを見いだしたりしているか。 ・ 数学的な表現を柔軟に用いて表現し、それを用いて筋道を立てて説明し合うことで新しい考えを理解したり、それぞれの考えのよさや事柄の本質について話し合うことでよりよい考えに高めたり、事柄の本質を明らかにしたりするなど、自らの考えや集団の考えを広げ深めているか。 ・ 日常の事象や数学の事象について、「数学的な見方・考え方」を働かせ、数学的活動を通して、新たな知識・技能を見いだしたり、それらと既習の知識と統合したりして思考や態度が変容しているか。 ◎ 児童一人一人が「数学的な見方・考え方」を働かせながら、目的意識をもって問題解決に取り組むことができるよう、それぞれの学年の各領域における「数学的な見方・考え方」を明らかにし、指導の工夫を図る。 ○ 問題発見・解決の二つの過程と、それらが相互に関わり合っていることを意識しながら、指導の工夫を図る。 ・ 日常の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決したり、解決の過程や結果を振り返って考えたりする過程。 ・ 算数の学習場面から問題を見いだし解決したり、解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的に考えたりする過程。 ○ 具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどの数学的な表現を用いて考えたり説明したりするなどの学習活動を充実させる。 ○ 理解や習熟の程度等に応じたきめ細かな指導の工夫に努める。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、「指導に生かす評価」に重点を置き、「記録に残す評価」の場面を精選するなど、評価場面や評価方法の工夫改善を図る。 ◎ 適切な評価規準の設定や評価方法の工夫改善に係る取組を、組織的かつ計画的に推進する。
4 その他 ◇ I C Tの活用	○ 育成を目指す資質・能力を明確にした上で、I C Tを活用して、表やグラフで表現したり図形を動的に変化させたりするなどの活動を取り入れ、数量や図形についての感覚を豊かにしたり表現する力を高めたりできるようにする。

数 学（中）

[目 標]

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 数量や図形などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解するとともに、事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。
- (2) 数学を活用して事象を論理的に考察する力、数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。
- (3) 数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え、数学を生活や学習に生かそうとする態度、問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとする態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重 点 目 標	具 体 化 の た め の 内 容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 単元など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 道徳教育との関連	◎ 学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説、「内容のまとまりごとの評価規準」を踏まえて、「単元の目標」と「単元の評価規準」を設定し、その上で「指導と評価の計画」を作成する。 ○ 生徒の実態に応じ、教師の創意工夫をより一層生かしながら適切な指導計画を作成する。 ○ 生徒の学習を確実なものにするために、新たな内容を指導する際には、関連する既習内容を意図的に取り上げ、学び直しの機会を設定することに配慮する。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、数学科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 「数学的な見方・考え方」を明確にした授業の充実 ◇ 数学的に考える資質・能力を育成するための数学的活動の充実 ◇ 考えを表現し伝え合う学習活動の充実 ◇ 個に応じた指導の充実	◎ 単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒や学校の実態、指導内容に応じて、次のような視点から授業改善を図る。 ・ 生徒自らが、問題の解決に向けて見通しをもち、粘り強く取り組み、問題解決の過程を振り返り、よりよく解決したり、新たな問いを見いだしたりしているか。 ・ 事象を数学的な表現を用いて論理的に説明したり、よりよい考えや事柄の本質について話し合い、よりよい考えに高めたり事柄の本質を明らかにしたりしているか。 ・ 数学に関わる事象や、日常生活や社会に関わる事象について、「数学的な見方・考え方」を働かせ、数学的活動を通して、新しい概念を形成したり、よりよい方法を見いだしたりするなど、新たな知識・技能を身に付けてそれらを統合し、思考や態度が変容しているか。 ◎ 生徒一人一人が「数学的な見方・考え方」を働かせながら、目的意識をもって問題解決に取り組むことができるよう、それぞれの学年の各領域における「数学的な見方・考え方」を明らかにし、発問や思考の可視化など指導の工夫を図る。 ○ 問題発見・解決の二つの過程と、それらが相互に関わり合っていることを意識しながら、指導の工夫を図る。 ・ 日常生活や社会の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決し、解決過程を振り返り得られた結果の意味を考察する過程。 ・ 数学の事象から問題を見だし、数学的な推論などによって問題を解決し、解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的に考察する過程。 ○ 言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて、論理的に考察し表現したり、その過程を振り返って考えを深めたりする学習活動を充実させる。 ○ 理解や習熟の程度等に応じたきめ細かな指導の工夫に努める。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、「指導に生かす評価」に重点を置き、「記録に残す評価」の場면을精選するなど、評価場面や評価方法の工夫改善を図る。 ◎ 適切な評価規準の設定や評価方法の工夫改善に係る取組を、組織的かつ計画的に推進する。
4 その他 ◇ I C Tの活用	◎ 育成を目指す資質・能力を明確にした上で、I C Tを活用して、データなどの情報を処理したり表やグラフを用いて表現したりするなどの活動を取り入れ、数量や図形についての理解を深めたり、数学的に考える力や表現する力を高めたりできるようにする。

理科（小）

[目 標]

自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 観察、実験などを行い、問題解決の力を養う。
- (3) 自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重点目標	具体化のための内容
1 指導計画等の工夫改善 ◇ 単元など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 日常生活や社会との関連を重視した学習内容の充実 ◇ 道徳教育との関連	○ 学習指導要領及び学習指導要領解説等における「内容のまとまり」の記載事項を踏まえて、「単元の目標」を設定し、「単元の評価規準」を作成する。 ◎ 自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を基に考察し、結論を導き出すなどの問題解決の過程の中で問題解決の力が育成されるよう指導と評価の計画を工夫・改善する。 ◎ 理科を学ぶことの意義や有用性を実感させ、科学への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視した学習内容を指導計画に位置付ける。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、理科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 問題解決の力の育成 ◇ 体験的な学習活動の充実 ◇ 個に応じた指導の充実	◎ 児童が自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験を行っているかなどの視点から、授業の工夫・改善を図る。 ◎ 問題の設定や計画の立案、観察、実験結果の処理及び考察の場面などにおいて、まず個人で考え、その後、意見交換したり、根拠を基に議論したりして、自分の考えをより妥当なものにする学習となっているかなどの視点から、授業の工夫・改善を図る。 ◎ 「理科の見方・考え方」を働かせながら問題解決の過程を通して学ぶことにより、資質・能力を育成することができているかなどの視点から、授業の工夫・改善を図る。 ○ 各学年に示された問題解決の力を意図的・計画的に育成する。指導に当たっては、他の学年で掲げている力の育成についても配慮する。 ○ 指導内容の特質に応じて、ものづくりなど体験の充実を図る。 ○ 理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導の工夫改善に努める。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、指導や支援に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」の場面を精選するなど、評価場面や評価方法の工夫・改善を図る。 ○ 適切な評価規準の設定や評価方法の工夫改善に係る取組を組織的かつ計画的に推進する。
4 その他 ◇ 学習環境の整備、施設・設備の安全及び薬品や廃棄物の管理・処理 ◇ I C T の活用 ◇ 地域施設や設備の活用 ◇ 自主的な研究活動の奨励	◎ 理科室等を整理整頓し、計画的に理科教材・器具等の物的環境を整備していくとともに、観察、実験などの指導に当たっては、事故防止に十分留意する。また、使用薬品については、法令に従い厳正に管理する。 ◎ 観察、実験の様子を動画や写真に記録して考察等に役立てたり、必要な情報を様々なサイトから収集して問題解決を行ったりするなど、学習の質を高めるために I C T を効果的に活用する。 ○ 理科の学習を効果的に行い、学習内容の深い理解を図るために、地域にある博物館や科学館等の施設と連携、協力を図りながら、それらを積極的に活用する。 ○ 理科研究展覧会並びに発表会等への参加を通して、児童の科学する心を育てる。

理科（中）

[目 標]

自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養う。
- (3) 自然の事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重 点 目 標	具 体 化 の た め の 内 容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 単元など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 日常生活や社会との関連を重視した学習内容の充実 ◇ 道徳教育との関連	○ 「内容のまとまりごとの評価規準」を基に、各分野の評価の観点の趣旨を踏まえ、「単元の評価規準」を作成する。 ◎ 観察、実験の時間、生徒自らが課題を解決するために探究する時間などを十分に確保することができるよう指導と評価の計画を工夫・改善する。 ◎ 理科を学ぶことの意義や有用性を実感させ、科学への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視した学習内容を指導計画に位置付ける。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、理科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 科学的に探究する力の育成 ◇ 体験的な学習活動の充実 ◇ 個に応じた指導の充実	◎ 生徒が課題を発見し、見通しをもって仮説の設定をしたり、観察、実験の計画を立案したり、結果を分析し、解釈して仮説の妥当性を検討したりするような学習となっているかなどの視点から、授業改善を図る。 ◎ 課題の設定や検証計画の立案、観察、実験結果の処理及び考察などの場面において、まず個人で考え、その後、意見交換したり、根拠に基づいて議論したりして、自分の考えをより妥当なものにする学習となっているかなどの視点から、授業改善を図る。 ○ 生徒が「理科の見方・考え方」を働かせながら探究の過程を通して学ぶことにより、理科で目指す資質・能力の育成をすることができているかなどの視点から、授業改善を図る。 ◎ 科学的に探究する力については、各学年で重点が置かれている学習活動等を踏まえ、3年間を通じて意図的・計画的に育成する。 ○ 観察、実験、野外観察などの体験的な学習活動の充実に配慮する。 ○ 理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導の工夫改善に努める。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、指導や支援に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」の場面を精選するなど、評価場面や評価方法の工夫・改善を図る。 ○ 適切な評価規準の設定や評価方法の工夫改善に係る取組を組織的かつ計画的に推進する。
4 その他 ◇ 学習環境の整備と事故防止、薬品などの管理及び廃棄物の処理 ◇ I C T の活用 ◇ 地域施設や設備の活用	◎ 理科室等を整理整頓するとともに、観察、実験、野外観察などの指導に当たっては、特に事故防止に十分留意する。また、使用薬品については、法令に従い厳正に管理及び廃棄する。 ◎ 観察、実験の様子を動画や写真に記録して考察に役立てたり、必要な情報を様々なサイトから収集して課題を解決したりするなど、探究の質を高めるために I C T を効果的に活用する。 ○ 生徒の実感を伴った理解を図るために、地域にある博物館や科学館等の施設と連携、協力を図りながら、それらを積極的に活用する。

生活（小）

[目 標]

具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。
- (2) 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現することができるようにする。
- (3) 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重 点 目 標	具 体 化 の た め の 内 容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 単元など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 安全教育、動植物の飼育、栽培の位置付け ◇ 道徳教育との関連	○ 生活科で育む資質・能力の育成に向け、児童の発達の段階や特性を踏まえ、2年間を見通した学習活動と評価の計画を作成する。 ◎ 入学当初においては、スタートカリキュラムを編成し、生活科を中心とした合科的・関連的な指導を工夫するなど、幼児教育との円滑な接続に向けた指導計画の改善を図る。また、幼小の連携（幼小とは、幼児教育と小学校教育の意味）や中学年以降の総合的な学習の時間、社会科や理科等へのつながりを見通し、実践を通して指導計画の改善を図る。 ◎ 生活科だけの指導計画の作成にとどまらず、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、低学年における教育の全体を視野に入れて、生活科を柱にした教育課程を創意工夫する。 ○ 人、社会、自然との出会わせ方を工夫し、児童の思いや願いを膨らませるとともに、自然の素晴らしさや生命の尊さ、健康や安全を実感する学習活動の充実を図る。また、必ず動植物両方と関わり、継続的な飼育や栽培になるよう指導計画上の位置付けを工夫する。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、生活科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 他と関わる活動の充実と気付きの質を高める学習活動の充実 ◇ 伝え合い交流する活動の充実 ◇ 個に応じた指導 ◇ 校内指導体制・学習形態の工夫	◎ 単に思いや願いを実現する体験活動を充実させるだけでなく、表現活動を工夫し、体験活動と表現活動とが豊かに行き来する相互作用を重視するなど、気付きの質を高めることを意識する。 ◎ 人や社会、自然と関わる活動を充実させ、児童が自分自身についての理解を深め、気付きを明確にし、気付きの質を高めるための多様な学習活動を工夫する。 ○ 表現方法の多様さ、情報の双方向性、感情の交流等に留意しながら、伝え合い交流する活動の場の設定と学習活動の充実を図る。 ○ 同学年であっても技能の習熟状況には差があることから、個に応じた指導を丁寧に行う。 ○ 人を含めた校内環境の全てが、具体的な活動の対象になるという教科の特質を共通理解し、全校的な支援の中で、児童の活動が展開できるような校内指導体制の構築や、複数の教師が役割分担を明確にした学習形態等を工夫する。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 単元ごとの具体的な評価規準に基づいて、小単元及び活動ごとのねらいや評価規準を明確にし、個に応じた支援に生かせるよう、指導と評価の一体化に努める。 ○ 行動観察や作品・発言分析等のほか、自己評価や相互評価の結果、さらには、授業に関わったゲストティーチャーや家庭、地域の人々からの情報を生かすなど、多面的な評価に努める。
4 その他 ◇ ICTの活用 ◇ 学習環境・指導体制 ◇ 家庭や地域等との連携	◎ 児童の発達の段階や特性を十分配慮して、振り返りや表現に活用するなど生活科の特質に応じて適切に活用する。 ○ 活動のねらいや内容について、全職員に共通理解を図ったり、飼育や栽培等に関する学習環境を整備したりするなど、全校的な支援ができるよう指導体制を整える。 ○ 家庭や地域、公共施設や関係機関との連携を図り、様々な人々の協力が得られるような体制づくりを工夫する。

音楽（小）

〔 目 標 〕

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重 点 目 標	具 体 化 の た め の 内 容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 題材など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 我が国や郷土の伝統音楽に関する指導 ◇ 道徳教育との関連	◎ 「A表現」の歌唱、器楽、音楽づくりの分野、並びに「B鑑賞」の指導について、適宜、「共通事項」を要として各領域や分野の有機的な関連を図り、表現及び鑑賞の学習が充実するよう指導と評価計画を工夫する。 ◎ 題材や教材ごとのねらいなどに即して、重点的に扱う音楽を形づくっている要素を明確にし、指導計画の中に位置付けていくよう工夫改善を図る。 ○ 地域や学校及び児童の実態に応じて、2学年間を見通した上で、さらに小中連携を意識した内容の系統性、発展性を考慮した年間指導計画となるよう工夫改善を図る。 ○ 児童の生活経験や地域の特性を考慮し、地方に伝承されている音楽文化に関する学習を取り入れた指導を充実する。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、音楽科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 感性を働かせて感じ取ったことを基に、思考、判断し、表現する一連の過程を大切にしたい指導方法の工夫改善 ◇ 音楽活動の基礎的な能力の育成 ◇ 言語活動の在り方	◎ 多様な音楽活動を行う中で、児童が音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切にしたい学習の充実を図る。その際、児童が音楽的な見方・考え方を働かせることができるよう、場面設定や発問など、効果的な手立てを工夫する。 ◎ 題材など内容や時間のまとまりの中で取り扱う児童の思考・判断のよりどころとなる主な音楽を形づくっている要素を適切に選択し、児童が音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもって表現したり、曲や演奏のよさを見だし、音楽を味わって聴いたりするような学習指導方法の工夫改善を図る。 ○ 多様な音楽を幅広く体験することを通して、児童が楽しく音楽に関わり、音楽の喜びを味わいながら、生涯にわたって音楽を愛好するための素地となる諸能力を着実に身に付けるようにする。 ◎ 児童が思考・判断したことを言葉で表す活動を行う際は、学習のねらいや活動の展開等に即した指導を工夫する。その際、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう工夫する。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、指導や支援に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」の場面を精選するなど、評価場面や評価方法の工夫改善を図る。 ○ 適切な評価規準や評価方法等について組織的かつ計画的な取組を推進する。
4 その他 ◇ ICTの活用 ◇ 地域の教材や人材の活用 ◇ 音楽環境の整備	◎ 児童が聴覚だけでなく、視覚や体の動きなど様々な感覚を働かせて、音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるよう、効果的な活用方法を工夫する。 ○ 地域の教材や人材等を積極的に活用し、我が国や郷土の伝統文化に親しむ学習活動を工夫する。 ○ 季節の行事や生活体験に即した音楽を、学校生活全体に生かしていくようにする。

音楽（中）

【 目 標 】

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重点目標	具体化のための内容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 題材など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 我が国や郷土の伝統音楽に関する指導 ◇ 道徳教育との関連	◎ 「A表現」の歌唱、器楽、創作分野、並びに「B鑑賞」の指導について、必要に応じて「共通事項」を要として各領域や分野の関連を図り、表現及び鑑賞の学習が充実するよう指導と評価計画を工夫する。 ◎ 題材や教材ごとのねらいなどに即して、重点的に扱う音楽を形づくっている要素を明確にし、指導計画の中に位置付けていくよう工夫改善を図る。 ○ 地域や学校及び生徒の実態に応じて、さらに小中連携を意識した内容の系統性、発展性を考慮した年間指導計画となるよう工夫改善を図る。 ○ 生徒の生活経験や地域の特性を考慮し、地方に伝承されている音楽文化に関する学習を取り入れた指導を充実する。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、音楽科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 感性を働かせて感じ取ったことを基に、思考、判断し、表現する一連の過程を大切にした指導方法の工夫改善 ◇ 音楽活動の基礎的な能力の育成 ◇ 言語活動の在り方	◎ 多様な音楽活動を行う中で生徒が音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図る。その際、生徒が音楽的な見方・考え方を働かせることができるよう、場面設定や発問など、効果的な手立てを工夫する。 ◎ 題材など内容や時間のまとまりの中で取り扱う生徒の思考・判断のよりどころとなる主な音楽を形づくっている要素を適切に選択し、生徒が音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ取りながら、知覚したことと感受したことの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもって表現したり、音楽を批評しながらよさや美しさを味わって聴いたりするような学習指導方法の工夫改善を図る。 ○ 多様な音楽を幅広く体験することを通して、生徒が楽しく音楽に関わり、音楽の喜びを味わいながら、生涯にわたって音楽を愛好するための素地となる諸能力を着実に身に付けるようにする。 ◎ 生徒が思考・判断したことを言葉で表す活動を行う際は、学習のねらいや活動の展開等に即した指導を工夫する。その際、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう工夫する。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、指導や支援に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」の場面を精選するなど、評価場面や評価方法の工夫改善を図る。 ○ 適切な評価規準や評価方法等について組織的かつ計画的な取組を推進する。
4 その他 ◇ ICTの活用 ◇ 地域の教材や人材の活用 ◇ 音楽環境の整備	◎ 生徒が聴覚のみでなく、視覚や触覚など様々な感覚と関連付けて、音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるよう、効果的な活用方法を工夫する。 ○ 地域の教材や人材等を積極的に活用し、我が国や郷土の伝統文化に親しむ学習活動を工夫する。 ○ 季節の行事や生活体験に即した音楽を、学校生活全体に生かしていくようにする。

図画工作（小）

〔 目 標 〕

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重 点 目 標	具 体 化 の た め の 内 容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 題材など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び指導計画の作成 ◇ 他教科との関連 ◇ 道徳教育との関連	◎ 「A表現」及び「B鑑賞」の相互の関連を図りながら、児童の発達の特性や実態に応じた、低学年、中学年、高学年の中の2学年間の見通しをもち、指導と評価の計画を作成する。 ◎ 配当する授業時数について、「A表現」の「工作に表す活動」の授業時数が、「絵や立体に表す活動」と同程度となるようにする。 ○ 低学年においては、他教科等との関連を積極的に図った指導を工夫して行う。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 児童が自ら感性を働かせ、一人一人の思いを大切にする学習の充実 ◇ [共通事項]を考慮した学習の充実 ◇ 個に応じた指導の充実 ◇ 主体的な鑑賞の工夫	◎ 造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習が充実するよう努める。その際、育成を目指す資質・能力を明確にし、主体的に、「つくり、つくりかえ、つくる」、「表したいことを基に（にに合わせて）工夫して表す」という学習過程を重視する。 ○ 学習活動のねらいや、児童の発達の特性を踏まえながら言語活動の充実を図る。 ◎ 表現においては、児童の思いや願いが反映されるよう工夫し、画一的な指導にならないよう改善を図る。 ◎ 表現及び鑑賞において[共通事項]を十分考慮し、児童が形や色などと豊かに関わるできるよう、造形的な視点を意識した指導を行う。 ○ 児童一人一人のよさや思いを生かしながら、表現及び鑑賞の活動ができるよう、学習活動や表現方法に幅をもたせる。 ○ 鑑賞においては、児童が自分の見方や感じ方を広げたり深めたりする主体的な活動となるよう、指導方法を工夫する。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、指導や支援に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」の場面を精選するなど、評価場面や評価方法の工夫・改善を図る。 ○ 適切な評価規準や評価方法等について組織的かつ計画的な取組を推進する。
4 その他 ◇ ICTの活用 ◇ 用具の整備・管理と学習環境の整備	○ コンピュータ等の情報機器を適切かつ効果的に活用して、何度でもやり直したり、色を変えたりするなど、様々に試しながら表現の可能性を広げたり、作品に関する情報を検索したりするなど児童が自分の見方や感じ方を深めていく手掛かりとなるよう工夫する。 ◎ 用具等の基本的な取扱いについて安全指導等に留意するとともに、保管にも十分注意する。 ○ 校内の適切な場所に作品を展示し、児童のコメント等を添えるなどして児童一人一人が能動的に鑑賞できるよう工夫をする。

美術（中）

〔 目 標 〕

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重 点 目 標	具 体 化 の た め の 内 容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 題材など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 鑑賞の充実 ◇ 道德教育との関連	◎ 「A表現」及び「B鑑賞」の各活動を通して、「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」が系統性、発展性をもって十分育成できるかを考え、〔共通事項〕を適切に位置付けた指導と評価の計画を作成する。 ◎ A表現について、第1学年では、(1)のア及びイと、(2)を関連付けて、それぞれの内容において描く活動とつくる活動を必ず扱う。 ○ 鑑賞について、育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切に授業時数を確保する。 ○ 道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、道德科の示す内容項目について、美術科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばす指導の充実 ◇ 〔共通事項〕を効果的に位置付けた学習の充実 ◇ 個に応じた指導の充実 ◇ 美術文化の理解 ◇ 著作権に関する指導 ◇ 主体的な鑑賞の工夫	◎ 造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図る。その際、美術を学ぶことの必要性を実感し、目的意識が高まるようにするとともに、言語活動の充実を図り、新しい見方に気付いたり、価値を生み出したりすることができるようにする。 ◎ 「A表現」においては、生徒自身が主題を生み出し、創意工夫しながら表現活動ができるようにし、教師の画一的な指導にならないよう留意する。 ◎ 〔共通事項〕を効果的に位置付け、生徒が形や色彩等について、感性や想像力を働かせて実感的に理解できるように、表現及び鑑賞の指導を工夫する。 ○ 生徒一人一人のよさや思いを生かしながら、表現及び鑑賞の活動ができるよう、個に応じた指導や支援の充実を図る。 ○ 生活の中の美術や美術文化について、実感をもって理解できるようにし、学校や地域の実態に応じて美術館等との連携を図る。 ○ 著作権等の知的所有権や肖像権等の権利を尊重し、侵害しないよう指導する。 ○ 鑑賞においては、生徒が主体的に活動しながら自分の価値意識がもてるよう、題材や指導方法を工夫する。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、指導や支援に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」の場を精選するなど、評価場面や評価方法の工夫・改善を図る。 ○ 適切な評価規準や評価方法等について組織的かつ計画的な取組を推進する。
4 その他 ◇ ICTの活用 ◇ 用具の整備・管理と学習環境の整備	○ コンピュータ等の情報機器を適切かつ効果的に活用して、表現の可能性を広げたり、生徒が自分の見方や感じ方を深めたりする手掛かりとなるよう工夫する。 ◎ 用具等の正しい使い方、安全指導等を、授業の中で適切な機会を捉えて行うとともに、設備・備品の点検整備に心がけ、保管にも十分注意する。 ○ 生徒作品や名画等、日常的に鑑賞が楽しめるよう、生徒のコメントを添えるなど、展示を工夫する。

家庭（小）

〔 目 標 〕

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて、日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。
- (3) 家庭生活を大切にする心情を育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重 点 目 標	具 体 化 の た め の 内 容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 題材など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 食育の充実 ◇ 消費者教育との関連 ◇ 道徳教育との関連	◎ 教科の目標を達成するため各内容の各項目の指導順序を工夫し、各内容との関連を図って題材を構成することにより、効果的な学習指導ができるよう、2年間を見通した指導と評価の計画を作成する。 ○ 他教科等との関連を明確にし、中学校の学習を見据え、系統的に指導ができるようにする。 ○ 家庭科の特質に応じて、食に関する指導の充実を図るとともに、第4学年までの食に関する学習との関連を図る。 ○ 身近な物の選び方や買い方、環境に配慮した物の活用などの学習について、衣食住や家族の生活などの学習との関連を図り、中学校との系統性に配慮しながら実践的に学べるように配慮する。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、家庭科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 実践的・体験的な活動の充実 ◇ 問題解決的な学習の充実 ◇ 言語活動の充実 ◇ 個に応じた指導の充実 ◇ 家庭との連携	◎ 生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を生活体験等と関連付けてより深く理解させるとともに、日常生活の中から問題を見だし、様々な解決方法を考え、他者と意見交流し、実践を評価・改善して、新たな課題を見いだす過程を重視した学習の充実を図る。 ◎ 児童の生活の実態を把握し、実践的・体験的な活動の充実を図る。 ◎ 自分の生活と結び付けて学習できるよう学習過程を工夫し、問題解決的な学習の充実を図る。 ○ 言語活動の充実を図る。 ・ 生活の中の様々な言葉について、実感を伴って理解できる学習活動を行う。 ・ 言葉や図表、概念などを用いて、生活をよりよくする方法を考えたり、実習などで体験したことを説明したり、表現したりするなどの学習活動を行う。 ○ 個に応じた指導の充実を図るため、外部人材を活用するなど、指導体制や学習形態を工夫する。 ○ 家庭との連携を図り、児童が身に付けた知識及び技能等を日常生活で活用できるよう配慮する。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、指導や支援に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」の場面を精選するなど、評価場面や評価方法の工夫・改善を図る。 ○ 適切な評価規準や評価方法等について組織的かつ計画的な取組を推進する。
4 その他 ◇ ICTの活用 ◇ 学習環境の整備と施設・設備の安全、衛生管理	◎ コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や実践結果の発表などを行うことができるよう工夫する。 ○ ミシンの整備、包丁・まな板等の調理器具や食器、食品等の安全で衛生的な管理を行う。 ○ 児童の食物アレルギーに関する正確な情報の把握や事故防止に努めるなど、食物アレルギーをもつ児童に対し配慮する。

技術・家庭（中）

【 目 標 】

生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、生活や技術に関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活と技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現するなど、課題を解決する力を養う。
- (3) よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重 点 目 標	具 体 化 の た め の 内 容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 題材など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 他教科・他領域との関連 ◇ 道徳教育との関連 ◇ 消費者教育との関連（家庭分野）	◎ 基礎的・基本的な知識及び技術の確実な習得を図り、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、各題材におけるねらいに適した指導時期を検討するとともに、問題解決的な学習を系統的に位置付け、3年間を見通した指導と評価の計画を作成する。 ○ 小学校における家庭科及び図画工作科等の関連する教科の指導内容、情報教育や環境教育等の領域との関連を図り、実践を通して指導計画の改善を図る。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、技術・家庭科の特質に応じて適切な指導をする。 ○ 社会において主体的に生きる消費者を育む視点から、消費の在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルの確立を目指す指導を充実する。特に、家庭分野「C消費生活・環境」においては、中学生の消費生活の変化を踏まえた実践的な学習を重視した指導計画とする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得 ◇ 実践的・体験的な学習活動の充実 ◇ 工夫し創造する能力を育む指導方法と題材の設定 ◇ 言語活動の充実 ◇ 個に応じた指導	◎ 生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連付けてより深く理解するとともに、生活や社会の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図る。 ◎ 生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるよう努める。 ○ 社会の変化に対応でき、自立して主体的な生活が営めるよう、実践的・体験的な学習活動の充実に努める。 ◎ 生活の中から問題を見いだして課題を設定し、生活を工夫し創造する能力や態度が育成できるよう、題材を検討し問題解決的な学習活動の充実を図る。 ○ 学習活動や、考えを伝え合う活動の充実により、技術・家庭科のねらいの定着を図ることで、生徒の思考力、判断力、表現力等が育めるよう、言語活動の充実に努める。 ○ 学習課題の解決に必要な技能の習得状況を把握し、必要に応じて少人数指導や教材・教具を工夫することで、生徒が自ら設定した課題の解決策を実現できるよう配慮する。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、指導や支援に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」の場面を精選するなど、評価場面や評価方法の工夫・改善を図る。 ○ 適切な評価規準や評価方法等について組織的かつ計画的な取組を推進する。
4 その他 ◇ ICTの活用 ◇ 学習環境の整備と施設・設備の安全、衛生管理	◎ 生活や社会の中から問題を見いだして課題を解決する活動の中で、課題の設定や解決策の具体化のため、コンピュータ等を活用して情報を収集・整理したり、実践結果を分かりやすく編集し、発表したりするなどの工夫を図る。 ○ 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意する。

体 育（小）

[目 標]

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重 点 目 標	具 体 化 の た め の 内 容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 単元など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 道徳教育との関連	◎ 学校や地域の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を考慮し、資質・能力の育成に向けて具体的な指導内容を計画的に配当するなど、調和のとれた指導と評価の計画を作成する。 ◎ 運動領域と保健領域の指導内容の関連を踏まえること、体育・健康に関する指導につながる健康安全や体育的行事等を相互に関連させることなど、体育科を中心としたカリキュラム・マネジメントの視点で指導と評価の計画を作成する。 ○ 低・中・高学年の3段階で示された各学年の目標について、それぞれ2年間を見通すとともに、幼稚園段階との接続及び中学校への見通しを重視して、内容の系統性、発展性を考慮した単元指導計画の工夫・改善を図る。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、体育科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 健康の保持増進に関心をもち、健康に関する課題を解決する学習活動の充実 ◇ 体力の向上を図る教科指導の充実 ◇ 個に応じた指導の充実	◎ 体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題の解決を図るとともに、学習活動を通して運動の楽しさや喜びを味わったり健康の大切さを実感したりすることを重視した指導の工夫・改善を図る。 ○ 必要な知識及び技能の習得を図りながら、児童の思考を深めるために発言を促したり、気付いていない視点を提示したりするなど、学びを充実させる指導の在り方を工夫し、必要な学習場面を設定する。 ◎ 児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成するための指導方法の工夫・改善を図る。また、養護教諭や栄養教諭はもとより、地域の人材や関係機関等との連携・協力を推進する。 ○ 児童の体力や健康状態等を的確に把握し、計画的、継続的に課題の解決に取り組むなど指導の工夫・改善を図る。 ○ 多様な楽しみ方や関わり方を共有することができるところを設定するなど、習得状況に応じた指導の工夫・改善に努める。特に、運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童、障害のある児童への指導等の在り方について配慮する。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、児童の学習改善につなげたり、指導や支援に生かしたりすることに重点を置き、「記録に残す評価」の場面を精選するなど、評価場面や評価方法の工夫・改善を図る。 ○ 適切な評価規準や評価方法等について、学校の実態に合わせ、見直しを図るなど、組織的かつ計画的な取組を推進する。
4 その他 ◇ ICTの活用 ◇ 学習環境の整備と施設・設備の安全管理 ◇ 安全確保への配慮	◎ 学習に必要な情報の収集やデータの管理・分析、課題の発見や解決方法の選択など、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、学習効果を高めるよう工夫する。 ○ 教材・教具等を工夫し、児童が安全に運動に親しむことができるような学習環境を整備するとともに、安全管理の徹底に努める。 ○ 健康・安全に留意する態度を育成する。

保健体育（中）

[目 標]

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重 点 目 標	具 体 化 の た め の 内 容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 単元など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 道徳教育との関連	◎ 学校や地域の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮し、資質・能力の育成に向けて具体的な指導内容を計画的に配当するなど、調和のとれた指導と評価の計画を作成する。 ◎ 体育分野と保健分野の指導内容の関連を踏まえること、体育・健康に関する指導につながる健康安全や体育的行事等を相互に関連させることなど、保健体育科を中心としたカリキュラム・マネジメントの視点で指導と評価の計画を作成する。 ○ 各種の運動の基礎を培う時期(小1～小4)、多くの領域の学習を経験する時期(小5～中2)、卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わることができるようにする時期(中3～高3)といった発達の段階のまとまりを踏まえ、小学校段階との接続及び高等学校への見通しを重視し、系統性を踏まえた指導計画の工夫・改善を図る。 ○ 体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、共生の視点から運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう配慮するとともに男女共習の推進を図る。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、保健体育科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 健康の保持増進と健康に関心をもち、健康に関する課題を解決する学習活動の充実 ◇ 体力の向上を図る教科指導の充実 ◇ 個に応じた指導の充実	◎ 体育や保健の見方・考え方を働かせ、各運動領域の特性や魅力に応じた体を動かす楽しさや、特性に触れる喜びを味わうことができるよう、また、健康の大切さを実感することができるよう指導方法の工夫・改善を図る。 ○ 必要な知識及び技能の習得を図りながら、生徒の思考を深めるために発言や意見交換を促したり、気付いていない視点を提示したりするなど、学びを充実させる指導の在り方を工夫し、必要な学習場면을積極的に設定する。 ◎ 生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成するための指導方法の工夫・改善を図る。また、養護教諭や栄養教諭はもとより、地域の人材や関係機関等との連携・協力を推進する。 ○ 生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、計画的、継続的に課題の解決に取り組むなど指導の工夫・改善を図る。 ○ 個に応じた段階的な練習方法の例を示したり、個別学習やグループ学習、繰り返し学習などの学習活動を取り入れたりするなど、指導の工夫・改善を図る。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、生徒の学習改善につなげたり、指導や支援に生かしたりすることに重点を置き、「記録に残す評価」の場면을精選するなど、評価場面や評価方法の工夫・改善を図る。 ○ 適切な評価規準や評価方法等について、学校の実態に合わせ、見直しを図るなど、組織的かつ計画的な取組を推進する。
4 その他 ◇ ICTの活用 ◇ 学習環境の整備と施設・設備の安全管理 ◇ 安全確保への配慮	◎ 学習に必要な情報の収集やデータの管理・分析、課題の発見や解決方法の選択など、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、学習効果を高めるよう工夫する。 ○ 教材・教具等を工夫し、生徒が安全に運動に親しむことができるような学習環境を整備するとともに、安全管理の徹底に努める。 ○ 健康・安全に留意する態度を育成する。

外国語活動(小)

[目 標]

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重 点 目 標	具 体 化 の た め の 内 容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 単元など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 小・中・高等学校の各学校段階間の接続 ◇ 道德教育との関連	◎ 単元など内容や時間のまとまりを見通し、その中で育む資質・能力の育成に向け、語彙や表現、言語活動とその場面設定等を工夫した指導と評価の計画を作成する。 ◎ 高学年の外国語科や中・高等学校外国語科における指導との円滑な接続に留意し、2学年間を通して外国語活動の目標の実現を図るため、児童や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を定める。 ○ 道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、道德科の示す内容項目について、外国語活動の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 言語活動を通じた指導 ◇ 文字に関する指導 ◇ 個に応じた指導の充実	◎ 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、相手の思いを想像し、伝える内容や言葉、伝え方を考えながら、相手と意味のあるやり取りを行う。 ◎ 児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして、自分の学びや変容を自覚できる場面や、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面を適切に設定する。 ◎ コミュニケーションを行う目的や場面、状況などを明確に設定し、言語活動を通して育成すべき資質・能力を児童と共有する。 ○ 言語活動を行う際は、言語材料について理解したり練習したりするための指導を必要に応じて行う。また、外国語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いながら、友達との関わりを大切にしたい体験的な言語活動を通して、相手と主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを知るとともに、日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深めることができるよう配慮する。 ○ 他教科等との関連を図るなど、児童の興味・関心に合った題材を取り上げ、児童が考える場面と教師が教える場面を適切に配置して言語活動を設定する。 ○ 音声によるコミュニケーションを重視し、聞くこと、話すことを中心とする豊かなコミュニケーションを体験できるよう努める。 ○ アルファベットの文字の名称の読み方を扱い、文字に慣れ親しませ、高学年の外国語科における文字の指導との連携を図る。 ○ 個別最適な学びの場面を設定するとともに、協働的な学びの場面の設定や多様な指導方法を工夫することで、個に応じた指導を充実させる。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、指導や支援に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」の場面を精選するなど、評価場面や評価方法の工夫・改善を図る。 ◎ 評価基準や評価方法を明確にし、学校として組織的かつ計画的に取り組むとともに、評価に関する情報を児童や保護者に積極的に提供する。
4 その他 ◇ ICT等の活用 ◇ 指導体制の充実 ◇ A L Tや外部人材等の効果的な活用	◎ 育成を目指す資質・能力や児童の実態、教材の内容などに応じて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながるよう、ICT端末やデジタル教材など、ICTを積極的に活用する。 ○ 国が示す研修ガイドブック等の資料や動画コンテンツ等を活用し、校内研修を通して指導体制を充実させる。 ○ 授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用にも努めるとともに、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制の充実を図る。

外国語（小）

〔 目 標 〕

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
- (2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重点目標	具体化のための内容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 単元など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 小・中・高等学校の各学校段階間の接続と「CAN-DO リスト」形式の学習到達目標の設定 ◇ 道徳教育との関連	◎ 単元など内容や時間のまとまりを見通し、その中で育む資質・能力の育成に向け、語彙や表現、練習・活動、題材・場面設定等を工夫した指導と評価の計画を作成する。 ◎ 中学年の外国語活動や中・高等学校外国語科における指導との円滑な接続に留意し、2学年間を通して外国語科の目標の実現を図るため、児童や地域の実態に応じて、五つの領域別の目標と関連付けた学習到達目標を設定する。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、外国語科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 言語活動を通じた指導 ◇ 文字に関する指導 ◇ 個に応じた指導の充実	◎ 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、目的や場面、状況等に応じて、既得の知識や経験と、他者から聞き取ったり、掲示やポスター等から読み取ったりした情報を整理しながら自分の考えなどを形成し、表現することができるよう指導する。 ◎ 児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして、自分の学びや変容を自覚できる場面や、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面を適切に設定する。 ◎ コミュニケーションを行う目的や場面、状況などを明確に設定し、言語活動を通して育成すべき資質・能力を児童と共有する。 ○ 言語活動を行う際は、言語材料について理解したり練習したりするための指導を必要に応じて行う。また、中学年において扱った簡単な語句や表現などの学習内容を繰り返し指導し定着を図る。 ○ 他教科等との関連を図るなど、児童の興味・関心に合った題材を取り上げ、児童が考える場面と教師が教える場面を適切に配置して言語活動を設定する。 ○ 音声で十分に慣れ親しんだ表現について読んだり書いたりするなど、音声と文字を関連付けて指導する。 ○ 大文字、小文字については、四線の活用や文字の形の特徴を捉えて指導するなど、正しく書き分けることができるようにする。 ○ 個別最適な学びの場面を設定するとともに、協働的な学びの場面の設定や多様な指導方法を工夫することで、個に応じた指導を充実させる。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、指導や支援に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」の場面を精選するなど、評価場面や評価方法の工夫・改善を図る。 ◎ 評価基準や評価方法を明確にし、学校として組織的かつ計画的に取り組むとともに、評価に関する情報を積極的に児童や保護者に提供する。
4 その他 ◇ ICT等の活用 ◇ 指導体制の充実 ◇ ALTや外部人材等の効果的な活用	◎ 育成を目指す資質・能力や児童の実態、教材の内容などに応じて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながるよう、ICT端末やデジタル教科書など、ICTを積極的に活用する。 ○ 国が示す研修ガイドブック等の資料や動画コンテンツ等を活用し、校内研修を通して指導体制を充実させる。 ○ 授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制の充実を図る。

外国語（中）

〔 目 標 〕

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどを理解するとともに、これらの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けるようにする。
- (2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり、これらを活用して表現したり伝え合ったりすることができる力を養う。
- (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重点目標	具体化のための内容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 単元など内容や時間のまとまりを見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 小・中・高等学校の各学校段階間の接続と「CAN-DO リスト」形式の学習到達目標の設定 ◇ 道德教育との関連	◎ 単元など内容や時間のまとまりを見通し、その中で育む資質・能力の育成に向け、語彙や表現、練習・活動、題材・場面設定等を工夫した指導と評価の計画を作成する。 ◎ 小学校外国語活動・外国語科や高等学校外国語科における指導との円滑な接続に留意し、3学年間を通して外国語科の目標の実現を図るため、生徒や地域の実態に応じて、五つの領域別の目標と関連付けた学習到達目標を作成する。 ○ 道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、道德科の示す内容項目について、外国語科の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 言語活動を通じた指導 ◇ 個に応じた指導の充実	◎ 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、目的や場面、状況などに応じて、情報を捉え、それを整理したり吟味したりしながら思考を深めることで、自らの考えを形成したり深化させたり、さらに表現を選択したりして論理的に表現することができるよう指導する。 ◎ 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして、自分の学びや変容を自覚できる場面や、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場면을適切に設定する。 ◎ コミュニケーションを行う目的や場面、状況などを明確に設定し、言語活動を通して育成すべき資質・能力を生徒と共有する。 ○ 言語活動を行う際は、必要に応じて言語材料について理解したり練習したりするための指導を行う。また、小学校において扱った簡単な語句や表現などの学習内容を繰り返し指導し定着を図る。 ○ 他教科等との関連を図るなど、生徒の興味・関心に合った題材を取り上げ、生徒が考える場面と教師が教える場面を適切に配置して言語活動を設定する。 ○ 文法はコミュニケーションを支えるものであることを踏まえた上で、言語活動と効果的に関連付けて指導し、資質・能力の育成を図る。 ○ 小学校における文字の指導を踏まえ、発音と綴りを関連付けて指導する。 ○ 外国語の授業は外国語で行うことを基本とし、生徒の学習の段階に応じて適切な外国語を使用する。 ○ 個別最適な学びの場を設定するとともに、協働的な学びの場面の設定や多様な指導方法を工夫することで、個に応じた指導を充実させる。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、指導や支援に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」の場を精選するなど、評価場面や評価方法の工夫・改善を図る。 ◎ 評価規準や評価方法を明確にし、学校として組織的かつ計画的に取り組むとともに、評価に関する情報を積極的に生徒や保護者に提供する。
4 その他 ◇ ICT等の活用 ◇ 指導体制の充実 ◇ A L Tや外部人材等の効果的な活用	◎ 育成を目指す資質・能力や生徒の実態、教材の内容などに応じて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながるよう、ICT端末やデジタル教科書など、ICTを積極的に活用する。 ○ 国が示す動画コンテンツ等を活用し、指導体制を充実させる。 ○ 授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制の充実を図る。

特別の教科 道徳（小・中）

〔 目 標 〕

小学校	中学校
第1章総則の第1の2の（2）に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。	第1章総則の第1の2の（2）に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重 点 目 標	具 体 化 の た め の 内 容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 学校の道徳教育の重点を踏まえた、計画的、発展的な指導につながる年間指導計画の改善・充実 ◇ 内容項目の重点的指導 ◇ 「とちぎの子どもたちへの教え」の位置付け	◎ 学校の道徳教育の重点に即して作成した道徳教育の全体計画に基づき、道徳科はもとより、各教科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮して、年間指導計画を作成するよう工夫する。 ○ 内容項目については、相当する各学年で全て取り上げるとともに、主題に関わる道徳教育の状況や児童生徒の実態などを考慮し、主題の設定と配列を工夫する。 ○ 内容項目相互の関連性や、学年段階及び小・中学校間の発展性を考慮して、計画的、発展的な指導が行えるよう工夫する。 ◎ 児童生徒や学校の実態に応じて、特に必要と思われる内容項目に関して、指導時間数を増やしたり、繰り返して取り上げたりするなど、重点的指導ができるよう工夫する。 ○ 年間指導計画に「とちぎの子どもたちへの教え」との関連を示すなど、意図的、計画的な指導を心掛ける。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 道徳科が道徳教育の要としての役割を果たすための、計画的、発展的な指導の充実 ◇ 主体的・対話的で深い学び（「考え、議論する道徳」）の実現に向けた授業改善	○ 道徳科では、各教科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動において取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うこと（補充）や、児童生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること（深化）、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすること（統合）に留意して指導を行う。 ○ 道徳科は、児童生徒自身が内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく時間であるということを、全教員が共通理解して授業実践に努める。 ◎ ねらいを達成するために、児童生徒の感性や知的な興味などに訴え、児童生徒が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるように、明確な指導観（価値観、児童生徒観、教材観）に基づき、児童生徒の実態や教材などに応じて、適切な指導方法を選択する。 ◎ 導入、展開、終末の一般的な学習指導過程を基本としながらも、児童生徒一人一人が道徳的諸価値についての理解を基に自己を見つめ、物事を（中学校では、広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（中学校では、人間として）の生き方についての考えを深めることで道徳性を養うという特質を十分考慮した指導方法を工夫する。

◇ 多様な方法を取り入れた指導の工夫 ◇ 情報モラルと現代的な課題に関する指導 ◇ 家庭や地域社会との連携 ◇ 教材の活用の創意工夫	○ 児童生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見つけたりするなど、主体的に学習に取り組むことができるよう工夫する。 ○ 自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの表現する機会を通して、多様な感じ方や考え方に接する中で、児童生徒一人一人が道徳的価値について考えを深めることができるような指導方法を工夫する。 ○ 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、多様な指導方法を工夫する。 ○ 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、情報モラルに関わる題材を生かして話し合いを深めたり、現代的な課題を身近な問題と結び付けて自分との関わりで考えられるようにしたりするなど、創意工夫ある指導を行う。 ◎ 家庭や地域社会が道徳教育において果たす役割を十分に認識し、道徳科の授業を公開したり、保護者や地域の人々に講師として授業に協力してもらったりするなど、相互の連携を図るよう配慮する。 ○ 生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の活用を通して、児童生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行う。（「栃木県道徳教育郷土資料集（小学校高学年編、中学校編）」の活用）
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 道徳科の授業における指導のねらいを明確にし、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉え、個々の成長を促すとともに、自らの指導の改善に努める。 ○ 学校全体としての組織的、計画的な取組を推進し、学習評価の妥当性、信頼性を高める。
4 その他 ◇ ICTの活用 ◇ 授業力の向上 ◇ 人間関係の育成や環境の整備	◎ 児童生徒が、道徳的価値を多面的・多角的に考えたり、道徳的価値の理解を自分との関わりの中で深めたりできるよう、コンピュータや情報通信ネットワークなど、ICTを効果的に活用する。 ◎ 道徳教育推進教師を中心に、授業力の向上に向けた取組を充実させる。（「栃木県道徳教育ハンドブック」の活用） ○ 教師と児童生徒及び児童生徒相互の豊かな人間関係づくりに努めるとともに、児童生徒の道徳性を養うという視点で学校や環境の充実・整備に努める。

総合的な学習の時間（小・中）

[目 標（以下 第1の目標）]

小学校・中学校共通

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重点目標	具体化のための内容
1 目標及び内容の設定 ◇ 各学校の育成すべき資質・能力を踏まえた目標の設定 ◇ 児童生徒の実態に応じた内容の設定	◎ 各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。その際、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示す。 ・ 各学校において定める目標については、第1の目標の構成に従って、以下の二つを反映させる。 ① 「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して」、「よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指す」という、目標に示された二つの基本的な考え方を踏まえること。 ② 育成を目指す資質・能力については、育成すべき資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」のそれぞれについて、第1の目標の趣旨を踏まえること。 ・ 各学校において定める総合的な学習の時間の目標が、総合的な学習の時間のみならず、各学校において編成する教育課程全体に渡って円滑で効果的な実施に資するものとなるよう配慮する。 ◎ 各学校においては、第1の目標を踏まえ、地域や学校、児童生徒の実態に応じて、創意工夫を生かして内容を設定する。なお、定める内容については、「目標を実現するにふさわしい探究課題」と、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」を示す。 ・ 探究課題の設定に当たっては、以下の三つの要件を適切に実施するものであることに留意する。 ① 探究的な見方・考え方を働かせて学習することがふさわしい課題であること。 ② その課題をめぐって展開される学習が、横断的・総合的な学習としての性格をもつこと。 ③ その課題を学ぶことにより、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくことに結び付いていくような資質・能力の育成が見込めること。 ・ 具体的な資質・能力の設定に当たっては、各学校において定める目標に示された資質・能力を、各探究課題に即して具体化することにより定める。 ・ 内容の設定と運用に当たっては、学習指導要領解説第5章第3節の5に示されている2点に留意する。
2 指導計画の工夫改善 ◇ 学校における全教育活動との関連を図り、年間や単元など内容や時間のまとまりを見通して、資質・能力の育成を図る指導と評価の計画の作成	◎ 地域や学校、児童生徒の実態や特性を踏まえ、各教科等で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において活用することができるような全体計画及び年間指導計画を作成する。 ・ 指導計画の作成に当たっては、学習指導要領解説第5章第1節の1に示されている「六つの要素」を踏まえる。 ・ 年間指導計画の作成及び実施に当たっては、学習指導要領解説第6章第2節の2に示されている「四つの留意点」を踏まえる。

◇ プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動等 ◇ 道徳教育との関連 ◇ 個に応じた指導の工夫	◎ 単元計画の作成に当たっては、学習指導要領解説第6章第3節の1に示されている「二つのポイント」を踏まえ、工夫改善を図る。 ○ 体験的な学習を展開するに当たっては、探究課題の解決に向かう学習の過程に位置付ける。 ○ 小学校において、プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること。 ◎ 探究的な学習の過程において、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用すること。その際、小学校においては、学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択し、活用できるよう配慮すること。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、総合的な学習の時間の特徴に応じて適切な指導をする。 ○ 知的な側面、情意的な側面、身体的な側面など、児童生徒一人一人の実態等に応じて、学習の特性や困難さに配慮した指導を行う。
3 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 探究的な学習の過程の一層の充実 ◇ 適切な指導の在り方	◎ 単元のまとまりの中で「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」のバランスに配慮しながら、学びの状況を把握し、指導の工夫・改善に努める。 ◎ 「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現」の一連の学習過程を適切に位置付けるとともに、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動の充実に努める。 ・ 「各教科等の見方・考え方を活用することに加え、多様な角度から俯瞰して対象を捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続ける」という探究的な見方・考え方を働かせる。 ・ 「考えるための技法」を活用し、多様な他者と協働してよりよい考えを導き出したり、情報を分析・表現したりする活動を充実する。 ○ 具体的で発展的な教材を用意したり、体験や話し合いなどを効果的に取り入れたりするといった教師の指導性と、児童生徒の自発性・能動性をバランスよく計画に位置付ける。
4 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 各学校で定めた目標、内容に基づいて観点を各学校において設定する。その際、小学校学習指導要領第5章第2の3の(6)（中学校は第4章）に示されている探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力についての配慮事項に留意する。 ○ 学習評価は、指導や支援に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」の場面を精選するなど、評価場面や評価方法の工夫改善を図る。 ◎ 評価の方法については、学習指導要領解説第8章第2節の2に示されている以下の三つのポイントを重視する。 ・ 信頼される評価の方法であること ・ 児童生徒の成長を多面的に捉える評価の方法であること ・ 学習状況の結果だけでなく過程を評価する方法であること
5 その他 ◇ ICT等の活用 ◇ 外部人材との連携・地域の教育力の活用	◎ 児童生徒の活動を幅広く予想して、学校図書館等の学習環境及びコンピュータや情報通信ネットワークシステムなどのICT環境、地域の自然や施設、文化財、行事等を積極的に活用することができるよう、全ての教職員や地域の関係者が協力して取り組む体制の整備に努める。 ◎ 保護者や地域をはじめとした外部の人々と、よりよい社会を作るという目的や児童生徒に育成を目指す資質・能力について共有し、連携・協力しながら児童生徒が取り組む実社会や実生活に結び付いた課題の解決を支援する体制を構築する。 ○ 外部と連携するための担当者を校務分掌上に位置付けるなど、校内における外部連携のためのシステムを構築する。

特別活動（小・中）

〔 目 標 〕

小 学 校
集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。 (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。 (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。 (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
中 学 校
集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。 (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。 (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。 (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

◎ 特に重視する具体化のための内容

重 点 目 標	具 体 化 の た め の 内 容
1 指導計画の工夫改善 ◇ 内容や時間のまとまり等を見通した、資質・能力の育成を図る指導及び評価計画の作成 ◇ 児童・生徒指導との関連 ◇ 学習活動の困難さに応じた指導の工夫 ◇ キャリア教育との関連	◎ 特別活動の全体計画を作成する際には、全教職員の共通理解と協力体制が確立されるよう、自校の重点目標を設定したり、各活動・学校行事の目標や内容を示したりするなど、教育課程における位置付けを明確にする。 ◎ 各活動・学校行事の年間指導計画を作成する際には、学校の創意工夫を生かし、学校や地域の実態、児童生徒の発達の段階などを考慮するとともに、各教科、道徳科、総合的な学習の時間などの指導との関連を図り、児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする。 ○ 小学校におけるクラブ活動については、学校や地域の実態を考慮しつつ、児童の興味・関心を踏まえて適切な時数を確保し、計画的に実施する。 ○ 学級活動における児童生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の児童生徒についての理解を深め、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図るとともに、いじめの未然防止等を含めた児童生徒指導との関連を図る。 ○ 障害のある児童生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。 ◎ 特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につ

◇ 幼児期の教育との接続及び関連 ◇ 道徳教育との関連	なげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うようにする。また、「キャリア・パスポート」の活用を年間指導計画に位置付け、各学校の実態に応じて活用を工夫する。 ○ 小学校低学年においては、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10項目）との関連を考慮する。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をする。 ○ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、道徳科の示す内容項目について、特別活動の特質に応じて適切な指導をする。
2 学習指導方法の工夫改善 ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ◇ 自主的・実践的な学習活動の充実 ◇ 言語活動の充実 ◇ 異年齢集団による活動や多様な人々との交流等の工夫 ◇ 体験活動の充実	◎ 児童生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにする。 ◎ 指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童生徒の自発的、自治的な活動を効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫する。 ◎ よりよい生活を築くために、集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実させるよう工夫する。 ○ 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、児童生徒、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話などの機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を工夫する。 ○ 学校行事の内容の特質に応じて、地域の人々や伝統、文化、自然などと触れ合う活動を積極的に取り入れ、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにする。 ○ 中学校においては、職場体験活動などの職業や進路に関わる啓発的な体験が得られるようにする。 ○ 体験活動を通して気付いたことを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動の充実を図る。
3 評価の工夫改善 ◇ 指導と評価の一体化 ◇ 妥当性・信頼性の高い学習評価	◎ 学習評価は、児童生徒の学習改善につなげたり、教師の指導や支援に生かしたりすることに重点を置き、「記録に残す評価」の場面を精選するなど、評価場面や評価方法の工夫・改善を図る。 ○ 指導及び評価体制を確立し、学級担任以外の教師とも共通理解を図って、児童生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価する。
4 その他 ◇ ICTの活用 ◇ 校内体制の整備と学校内外の連携	◎ 「なすことによって学ぶ」直接体験が基本であるが、指導内容に応じて、ICTを適切に活用することによって、児童生徒の学習の場を広げたり、学習の質を高めたりすることができるよう工夫改善を図る。 ○ 全教職員の共通理解と協力体制の確立に努めるとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。

3 各種教育等の指導の重点

学習指導

ねらい

児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という資質・能力の三つの柱の育成が、バランスよく実現できるよう、学習指導の充実を図る。

1 「生きる力」の育成を目指す資質・能力の三つの柱

(1) 生きて働く「知識及び技能」の習得

- ・ 各教科等の指導において、学習に必要な個別の知識については、教師が児童生徒の学びへの興味を高めながら指導するとともに、児童生徒が知識を相互に関連付けてより深く理解したり、他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするなど、知識の理解の質を高められるよう、学習過程の工夫改善を図る。
- ・ 技能については、新たに身に付けた技能を既得の技能等と関連付け、他の学習や生活の場面でも活用できるように習熟・熟達した技能として習得されるような学習過程の工夫改善を図る。

(2) 未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成

- ・ 問題を見だし、その解決の方向性について見通しを立て、解決方法を探して計画を作り、結果を予測しながら追究するとともに、自らの学びを振り返って次の問題発見・解決につなげていく学習過程を意図的に取り入れるようにする。
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく学習過程の工夫を図る。
- ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく学習過程の工夫を図る。

(3) 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養

- ・ 学校教育における豊かな実践を生かし、体験活動を含めて社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動の充実を図る。
- ・ 教育課程の編成及び実施に当たっては、児童生徒の発達の段階や学習課題等も踏まえながら、学習や生活の場である学校において、児童生徒一人一人がその可能性を発揮することができるような教育活動の充実を図る。
- ・ 「学業指導」の充実を図り、「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」の相互の関連を意識して一体的に指導・援助するよう努める。

2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

(1) 授業改善を進める際の指導上の配慮事項

- ・ 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進める。
- ・ 必ずしも1単位時間の授業の中で全ての学びが実現されるものではないことを踏まえ、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか等の観点から授業改善に努める。
- ・ 各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、児童生徒が、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげる。
- ・ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図るこ

とを重視する。

- ・ 各教科等における学習の一層の充実を図るための有用な道具としてＩＣＴを位置付け、学習課題や学習方法について、教師が規定する場面と児童生徒が選択する場面を意図的に位置付けながら効果的に活用する。

(2) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動

- ・ 各教科等の授業では、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるなど工夫し、自主的に学ぶ態度の育成や学習意欲の向上を図る。
- ・ 「家庭でできる学力アッププロジェクト」（保護者用リーフレット）等を活用し、家庭学習の習慣化や学習意欲の向上を図る。

3 カリキュラム・マネジメントの充実

(1) 教科等横断的な視点からの資質・能力の育成

- ・ 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校や地域の実態、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程の編成を図るようにする。
- ・ 学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）と現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成を図ることができるよう、教科等横断的な視点により適切な指導を行うよう努める。

(2) 学習指導の検証改善サイクルの構築（実施状況の評価・改善）

- ・ 「ＣＢＴとちまるチェック」や「全国学力・学習状況調査」等の結果や調査問題の効果的な活用により、児童生徒の学力や学習状況等を把握・分析し、課題を明確にすることで学習指導の改善・充実を図る。
- ・ 学習指導の検証改善サイクルを確実に構築・運用し、児童生徒一人一人の学力向上に資するとともに、教師一人一人の指導力向上に努める。

(3) 学習環境の整備・充実

- ・ 教育課程の実施に当たっては、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境について具体的に把握するとともに、人材や予算、時間、情報などの人的・物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせ、学習指導の質の向上に努める。

4 学習評価の工夫改善（児童生徒の学習改善や教師の指導改善につながる評価へ）

- ・ 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して「指導と評価の計画」を作成し、指導と評価の一体化を図るなど、児童生徒の学習改善や教師の指導改善につながる学習評価となるよう努める。
- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえ、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、評価規準や評価方法を事前に検討、明確化したり、実践事例を蓄積し共有を図ったりするなど、学校全体で組織的かつ計画的に取り組むよう努める。
- ・ 目標に準拠した評価による「観点別学習状況の評価」については、指導や支援に生かすことに重点を置き、記録に残す評価の場面を精選する。また、観点別学習状況評価の評価にならない「個人内評価」については、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、日々の教育活動や総合所見等を通じて児童生徒に伝えるよう努める。
- ・ 学年や学校段階を越えて、児童生徒の学習状況が円滑に接続され、その後の指導に生かされるよう、学校全体で一貫した方針の下、学習評価に取り組むよう努める。

道徳教育

ねらい

学校の教育活動全体を通じて、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

1 全教育活動を通しての道徳教育の充実

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行う。

- ・ 校長が示す学校の道徳教育の重点や推進すべき方向について全教職員が共通理解し、具体的な指導を行うこと。また、道徳教育推進教師を中心に、全教職員の参画、分担、協力の下に、学校の道徳教育の諸計画を作成・展開し、計画の不断の改善・充実を図るように努める。
- ・ 全体計画に、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したもの、道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの、道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを、別葉として加えるなど、年間を通して具体的に活用しやすいものにするよう努める。
- ・ 「とちぎの子どもたちへの教え」を踏まえて、学校や学年段階ごとに道徳教育で取り組むべき重点の明確化を図る。
- ・ 児童生徒一人一人の道徳性を育むために、「教え育てる道徳教育」として「日常的な生活場面を含む学校生活全体を通して教えること」や「道徳科の授業を中心として育てること」を相互に関連付けて指導するよう努める。
- ・ 学年・学級経営の充実により、道徳性育成の基盤となる教師と児童生徒、児童生徒相互の望ましい人間関係の構築を図る。

2 豊かな体験活動の充実といじめの防止

集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験活動を生かし、児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図る。

- ・ 児童生徒に体験活動を通して道徳教育に関わるどのような内容を指導するのか、指導の意図を明確にしておくことが必要であり、学校の目標や年間指導計画との関連を明確にしながら児童生徒の豊かな体験が充実するよう指導の工夫を図る。
- ・ いじめの防止や安全の確保といった課題についても、道徳教育や道徳科の特性を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、児童生徒がそれらの課題に主体的に関わることができるよう努める。

3 学校教育全体で行う道徳教育の要としての道徳科の充実

- ・ 学校教育全体で行う道徳教育を補充、深化、統合できるような道徳科の年間指導計画を作成し、道徳的価値の自覚を深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成できるようにする。
- ・ 道徳教育推進教師を中心に、校長や教頭などの参加による指導や他の教職員とのチーム・ティーチングなどの指導、養護教諭や栄養教諭等の協力など、学校の教職員が協力して指導に当たることができるような計画づくりを推進し、道徳教育の指導体制の充実を図る。

4 家庭や地域社会との連携による道徳教育の充実

家庭や地域社会が道徳教育に果たす役割を十分に認識するとともに、協力体制を整え、児童生徒の道徳性の育成に努める。

- ・ 道徳科の授業を公開したり、「ふるさと とちぎの心（栃木県道徳教育郷土資料集）」等の「教え育てる道徳教育」指導資料を有効に活用した授業を実施したり、地域教材の開発や活用をしたりする際に、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、相互の連携を深める。
- ・ 家庭や地域社会との連携においては、学校の道徳教育に関わる情報発信と併せて、学校の実情に応じて相互交流の場を設定するなど、基本的生活習慣の確立や規範意識の醸成などの指導の充実を図る。

〔参考資料〕

－栃木県教育委員会－

- ・ 「栃木県道徳教育ハンドブック」(R2. 3) 「学習指導要領（平成 27 年 3 月一部改正対応）『教え育てる道徳教育』」(H29. 2) 「ふるさと とちぎの心 栃木県道徳教育郷土資料集」（小学校高学年編）(H27. 3) ・ （中学校編）(H26. 3) 「とちぎの子どもたちへの教え」指導事例集(H25. 3) 「とちぎの子どもたちへの教え」リーフレット(H24. 1)

- ・ 「『考え、議論する道徳』の授業づくり」（小学校段階）(H31. 3) ・ （中学校段階）(R2. 3) （栃木県総合教育センター）

－文部科学省－

- ・ Web サイト「道徳教育アーカイブ」

児童・生徒指導

ねらい

栃木県児童・生徒指導の基本方針を踏まえ、一人一人の児童生徒理解に基づく発達の段階に応じた指導・援助に努めながら、自己指導能力の育成を目指す。そのため、学びに向かう集団づくりと児童生徒が意欲的に取り組む授業づくりを一体的に進めていく学業指導の充実に努める。

また、児童生徒及び地域の実情等に応じて、各学校の課題を明らかにし、常に検証しながら児童・生徒指導を推進するとともに、家庭、地域及び関係機関と連携した取組の充実に努める。

1 児童・生徒指導体制の確立

- ・ 校長のリーダーシップの下、児童指導主任、生徒指導主事を中心に、チーム学校として組織的、効果的に機能する児童・生徒指導を推進する。
- ・ 「『学業指導の充実に向けて（改訂版）』—子どもたち一人一人が大切にされ、安心して学ぶことができる学校を目指して—」や「サイクルで進める組織的な取組—子どもたち一人一人が大切にされ、安心して学ぶことができる集団づくりと授業づくりのために—」を参考に、発達支持的・課題予防的な児童・生徒指導の充実に努める。
- ・ 教職員と児童生徒との信頼関係づくりや、児童生徒同士の温かい友情等で結び付いた集団づくりに努めるなど、学年・学級経営の充実に努める。
- ・ 様々な不安や悩みを抱えた児童生徒を適切に支援するため、受容的な態度で児童生徒の内面を共感的に理解するとともに、スクールカウンセラー等と連携するなどの教育相談体制の充実に努める。
- ・ 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、スクールソーシャルワーカー、家庭と地域、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との連携体制の充実に努める。

2 自己指導能力の育成

- ・ 児童生徒一人一人が自己指導能力（深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標達成のため、自発的・自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力）を身に付けることができるよう、学校が提供する全ての教育活動において自発的・主体的に成長や発達する過程を支える生徒指導を推進する。その際、「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」の視点に留意する。
- ・ 一人一人の特性等に応じた指導方法や指導体制の工夫改善を図り、児童生徒が自己肯定感や満足感、達成感を味わえる授業の展開に努める。
- ・ 集団の中で協力して活動する児童生徒のよさを認め、尊重し、児童生徒が自己存在感を実感し、自己有用感や自己肯定感を育むための指導を行うとともに、「特別の教科 道徳」や特別活動等との関連を十分に図りながら、児童生徒自身が規範意識を醸成し、主体的・自律的な選択・決定をしていく基盤となる自己指導能力を身に付けることができるようにする。

3 問題行動や不登校等の未然防止と適切な対応

- ・ 児童生徒、学校、地域の実情等に応じて危機管理マニュアルを見直し、問題行動や不登校等への適切な対応に努めるとともに、関係機関等と連携した指導・援助を積極的に行う。
- ・ 暴力行為等の問題行動には、全教職員の共通理解を図って毅然とした態度で対応するとともに、緊急時の招集方法、役割分担等危機管理体制を整え、組織的に対応する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止、早期発見、対処のための対策を総合的、組織的に推進し、いじめのない学校づくりに向けた取組を充実させる。
- ・ 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び「基本指針」を踏まえ、不登校児童生徒に対して、個に応じた支援方法を検証し、きめ細かく柔軟に対応する。また、魅力ある学校づくりに努めるなど新たな不登校を生まないための取組や、児童生徒のわずかな変化にいち早く気付く環境整備など、初期対応を充実させる。
- ・ 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果については、その成長を温かく支援していくという基本的な視点に立ち、学級担任の個人的判断ではなく、学校としての判断に基づき、観点別学習状況及び評定等の記入に努める。
- ・ インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、スマートフォン・タブレット・ゲーム機等の情報端末やSNS等によるインターネットの利用に当たっては、保護者と連携して適切な指導を行い、情報モラルの育成に努める。また、「《情報モラル指導資料》ネットトラブル事例とその予防」や、GIGAワークブックとちぎ等を参考に、ネットトラブルの防止に向けた指導を徹底する。

【参考資料】

ー栃木県教育委員会ー

【不登校に関すること】

- ・現職教育資料 481 号「不登校児童生徒の学びの保障に向けて」(R8. 2)
- ・不登校の予防に向けて～「初期対応」の取組の再確認～(R6. 3)
- ・学校以外の場で学ぶ子どもたちの社会的自立を目指すための指導資料 (R3. 3)
- ・「欠席が気になる児童生徒への指導のヒント」～不登校の初期対応～(H30. 3 栃木県総合教育センター)

【情報モラル教育に関すること】

- ・SNS時代の生徒指導ハンドブッケー情報モラル教育 教師のための手引きー (R8. 2)
- ・G I G Aワークブックとちぎ (R7. 3)
- ・保護者向け啓発資料「親子でチェック 安心・安全インターネット」(H29. 7)
- ・《情報モラル指導資料》スライド資料 (H29. 3) ネットトラブル事例とその予防 (H28. 7)

【生徒指導全般に関すること】

- ・「サイクルで進める組織的な取組」～子どもたち一人一人が大切にされ、安心して学ぶことができる集団づくりと授業づくりのために～(R4. 3)
- ・「学業指導の充実に向けて（改訂版）」ー子どもたち一人一人が大切にされ、安心して学ぶことができる学校を目指してー (R7. 3)
- ・栃木県不登校総合対策の方向性 (R7. 3)
- ・いじめ対応ハンドブック～いじめ防止対策推進法等対応版～(H31. 3)
- ・栃木県いじめ防止基本方針 (H29. 12 改訂 栃木県)
- ・スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック (H29. 3)
- ・「学業指導の充実に向けて」ー学業指導を全ての教職員が進めるためにー (H24. 3)

ー文部科学省ー

- ・いじめ重大事態の調査に関するガイドライン (R6. 8)
- ・不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知） (R6. 8. 29)
- ・生徒指導提要 (R4. 12)
- ・不登校児童生徒への支援の在り方について（通知） (R1. 10. 25)

特別支援教育

ねらい

インクルーシブ教育システムの推進に向け、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。

1 校内支援体制の充実

- ・ 特別支援教育の充実に向けた校長の方針を教育計画へ位置付け、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図る。
- ・ 個別の教育支援計画を作成・活用し、指導や支援の内容・方法等について校内委員会において検討・評価を行う。
- ・ 特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。

2 通常の学級における特別支援教育の充実

- ・ 障害のある児童生徒を含む全ての児童生徒自らが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことができるよう、教員は児童生徒一人一人の理解を深め、児童生徒の安心感を高める指導・支援の充実をめぐる。
- ・ 必要に応じて個別の教育支援計画を活用して、指導目標を焦点化し、児童生徒のうまくいっている状況を生かした指導・支援を行うとともに、定期的に評価して指導目標や指導の手立ての改善をめぐる。
- ・ 通級による指導を行う場合は、通級による指導担当教員や保護者等との連携のもと、個別の教育支援計画を作成し、学習指導要領総則に示された特別の教育課程編成の規定に基づき、自立活動の指導の充実を図る。なお、個別の教育支援計画の作成・活用にあたっては、本人・保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図る。

3 特別支援学級における指導の充実

- ・ 学習指導要領総則に示された特別の教育課程編成に係る基本的な考え方を踏まえ、児童生徒の障害の状態や心身の発達の段階等を考慮した特別の教育課程の編成を行う。
- ・ 個別の教育支援計画を活用し、一人一人の障害の状態等を踏まえた適切な指導を行うとともに、定期的に評価して指導目標や指導の手立ての改善を行う。なお、個別の教育支援計画の作成・活用にあたっては、本人・保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図る。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能等を活用し、担当者の指導力の向上を図る。

4 交流及び共同学習の推進

- ・ 教育課程上の位置付けや指導目標を明確にする。
- ・ 関係者が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、双方の児童生徒の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、効果的な活動を設定する。
- ・ 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両面から推進する。

5 進路指導及び学校間の連携の充実

- ・ 児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、本人・保護者に対する適切な情報提供を行いながら、組織的・計画的な進路指導を推進する。
- ・ 小学校においては、幼稚園等からの支援情報を指導・支援に生かすとともに、個別の教育支援計画を活用し継続的な指導・支援が行えるよう、中学校との連携を図る。
- ・ 中学校においては、小学校からの支援情報を指導・支援に生かすとともに、個別の教育支援計画を活用して進路先の高等学校等に引継ぎを行うなど連携を図る。

〔参考資料〕 ー 栃木県教育委員会 ー

- ・ 栃木県特別支援教育推進計画(R8. 2)
- ・ 就学前から学校卒業後にわたる一貫した支援のために～「個別の教育支援計画」の作成と活用～(R2. 6)
- ・ 特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引(H31. 2)
- ・ 共に学ぶ教室を目指して～子どもたちの互恵的な相互作用の展開～(H30. 3)
- ・ 障害のある子どもの生涯にわたる自立と社会参加のために(H29. 3)
- ・ 個別の教育支援計画の作成と活用(H29. 3)
- ・ 学校における合理的配慮の提供について(H28. 2)
- ・ 初めて特別支援学級を担当する先生のためのハンドブック(H31. 3 栃木県総合教育センター)
- ・ 初めて通級による指導を担当する先生のためのハンドブック(H27. 3(R3. 3 一部修正) 栃木県総合教育センター)

キャリア教育・進路指導

ねらい

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育・進路指導を推進し、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。

1 校内体制・組織の確立

- ・ キャリア教育は、学校の教育活動全体で行うことを全教職員で共有し、校長のリーダーシップの下、進路指導主事やキャリア教育担当教師を中心とした校内体制を整備し、共通の認識をもって指導計画の作成に当たるなど、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる。
- ・ 各学校におけるキャリア教育の課題に即した校内研修を計画的に実施する。

2 指導計画の作成等に当たっての配慮

- ・ キャリア教育の視点を踏まえ、育てたい児童生徒像を明確にするとともに、各教科等との関連を図るように、指導計画を見直す。
- ・ 中学校では、キャリア教育の視点に立った進路指導とガイダンスの機能の充実を図るよう、系統的な指導計画を作成する。
- ・ 基礎的・汎用的能力を参考にしながら、学校や地域の実情、児童生徒の実態を踏まえ、学校ごとに育成しようとする能力や態度についての目標を定める。

3 特別活動におけるキャリア教育の推進

- ・ 児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてキャリア教育の充実を目指す。
- ・ 学級活動の内容については、児童生徒が現在及び将来の生き方を考える基盤となることに留意し、発達の段階に応じて指導のねらいや指導内容を明確にするとともに、他の教育活動と関連させて指導に当たる。
- ・ 小学校から現在までのキャリア教育に関わる諸活動について、学びの過程を記述し、振り返ることができる「キャリア・パスポート」の作成と活用を通して、自身の成長や変容を自己評価したり、将来の社会生活や職業生活を展望したりする活動を推進する。

4 総合的な学習の時間におけるキャリア教育の推進

- ・ 総合的な学習の時間の目標を踏まえ、自己の生き方を考えることができるよう、ねらいをもって指導を行う。

5 適切な進路情報の収集と提供

- ・ 児童生徒が自己の進路を主体的に選択・決定できるよう適切な進路情報を収集し、その活用を図る。
- ・ 保護者に対して、適宜、学校のキャリア教育推進の方針や計画等を説明し、意見交換をするなど、保護者と連携してキャリア教育・進路指導の充実を図る。
- ・ 中学校においては、生徒自らが進路情報を収集し、活用できる機会や場を設けるとともに、生徒が主体的に進路に関する知識を身に付け、理解を深められるよう進路資料室・進路学習センター、進路コーナー等を設置する。

6 啓発的な体験活動の充実

- ・ 家庭や地域社会との連携を図り、社会人・職業人など外部講師を招へいしての講演会や職場体験活動等、啓発的な体験活動の充実に努める。
- ・ 体験活動の実施に当たっては、児童生徒の実態や発達の段階を考慮し、小・中・高の指導の系統性を踏まえながら、キャリア教育の視点からねらいを明確にして取り組む。職場体験活動については、事前・事後指導の充実・工夫を図る。

〔参考資料〕

－栃木県教育委員会－

- ・ 「キャリア・パスポート」の導入に向けて～小・中・高の学びをつなぐキャリア教育充実のために～(R2.1)
- ・ 現職教育資料第467号「キャリア教育の推進」(H28.3)

－文部科学省－

- ・ 小学校キャリア教育の手引き (R4.3)
- ・ 中学校・高等学校キャリア教育の手引き (R5.3)

－国立教育政策研究所－

- ・ キャリア・パスポートを「自分のよさや可能性の認識」につなぐ (R4.9)
- ・ キャリア・パスポートを「キャリア・カウンセリング」につなぐ (R4.5)
- ・ キャリア・パスポートを「小小連携」「保幼小中高連携」につなぐ (R4.3) ほか

生徒指導・進路指導研究センターで作成した調査研究報告書等

> 進路指導関係 > キャリア教育リーフレットシリーズ特別編 (右図二次元コード参照)



人権教育

ねらい 豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に
気付き、差別のないよりよい人間関係を確立することに努める態度を育てる。

1 人権教育推進体制の充実と諸計画の整備

- ・各学校において、人権教育を教育計画に適切に位置付け、全ての教育活動を通じて効果的に行われるよう点検・評価し、改善を図りながら推進体制の充実を図る。
- ・全教職員の共通理解を図り、各学校における人権に関する児童生徒、家庭及び地域社会の実態を分析し、課題を設定して、その解決を図る。
- ・全教職員が人権を尊重する意識を高め、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、人権尊重の視点から教育活動の工夫・改善を図る。

2 各教科等の特質に応じた指導内容及び方法の改善・充実

- ・人権教育の推進に当たっては、児童生徒の発達の段階及び各学校の実態に応じて、「育てたい資質・能力」等を設定するとともに、指導計画に人権教育を適切に位置付け、工夫・改善を図る。
- ・授業を含む教育活動全体を通じて、児童生徒が相手の立場に立って物事を考え、行動したり、温かい思いやりに満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不合理や矛盾に気付き、自分たちの問題として捉え、協力して解決していこうとする力を育てる常時指導（基底的指導）に努める。
- ・各教科等の授業において、人権一般や様々な人権問題を取り上げ、各教科等の目標を達成するとともに人権教育のねらいを達成する指導（直接的指導）の計画的な実施に努める。その際、知的理解にとどまらず、「共感的理解」を深める指導や「明るい展望」がもてる指導に努める。
- ・直接的指導以外の全ての授業において、各教科等の目標を達成する中で、人権教育で育てたい資質・能力につながる科学的・合理的なものの見方・考え方、豊かな感性などの資質や能力を育てる指導（間接的指導）に努める。
- ・学習を進めるに当たっては、指導資料の整備・活用に努めるとともに、知識伝達型の学習に加えて、参加体験型の手法を取り入れたり、地域の教育資源を積極的に生かしたり、体験活動を取り入れたりするなど、ねらいに即して学習活動の工夫・改善を図る。
- ・学習指導案に「人権教育との関連」、「人権教育の視点」、「生かしたい児童生徒」「人権教育上の配慮」等について、一貫性をもたせて位置付け、意図的に指導を行う。

3 よりよい人間関係の形成及びよりよい集団の構築に向けた取組の推進

- ・人権が尊重された雰囲気づくりや人権に配慮した言語環境・学習環境づくりに努めることを通して、児童生徒一人一人の自尊感情を高め、自他を大切する感覚を磨くとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・様々な集団活動に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合える人間関係を形成するとともに、等しく合意形成に関わり役割を担うことができるよう、指導の工夫を図る。

4 児童・生徒指導における人権を尊重した指導・支援の充実

- ・教職員間の連携及び家庭や関係機関等との連携を図りながら、児童生徒の願いや不安、悩み等を多面的に理解し、指導・支援する。
- ・いじめや暴力行為、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティに対する偏見や差別等、児童生徒を取り巻く人権問題について指導の充実を図る。

5 校内研修の充実

- ・教職員には高い人権意識が求められることを自覚し、人権感覚を磨き、人権意識を高める校内研修を組織的・計画的に実施するとともに、授業研究会等を通して学習内容や方法についての研修を実施するなど、教職員の資質・能力の向上を図る。
- ・部落差別（同和問題）や、インターネット上の誹謗中傷や性的マイノリティをめぐる問題、ヤングケアラーの問題、女性に関する人権問題など、近年顕在化している様々な人権問題の現状について認識を深め、適切な対応に努める。

6 家庭や地域に対する啓発の推進

- ・学校で推進している人権教育の学習効果が高まるよう、保護者や地域の人々に対し、ホームページや授業参観等の機会を利用して情報提供するなど多様な啓発活動を行い、社会教育との連携を図る。
- ・様々な人権問題について保護者や地域の人々の意識の把握に努め、家庭や地域の実態に合った方法を工夫し、計画的、継続的な啓発活動に努める。

〔参考資料〕－栃木県教育委員会－

- ・栃木県人権教育基本方針
- ・人権教育推進の手引(R8. 4)
- ・人権教育指導資料「直接的指導の充実を図るための基底的指導について」(R5. 3)
- ・人権教育指導資料「様々な人権問題を扱った直接的指導の工夫」(R3. 3)
- ・人権教育指導資料「人権教育推進のためのQ&A－直接的指導編－」(H31. 3)
- ・人権教育指導資料「人権教育推進のためのQ&A」(H29. 3)

教育相談

ねらい

児童生徒の自己理解や自己実現を目指して、全教職員が共通理解のもと組織的に教育相談を行うとともに、児童生徒との信頼関係や児童生徒理解を深めるために必要となる知識・技能・態度を身に付け、活用できるよう研修に努めるなど、教育相談の一層の充実を図る。

1 全教職員の共通理解による教育相談の推進

- ・ 児童生徒の自己実現を援助することは、学校教育の目的そのものであるため、教育相談は教育活動の基盤となるということについて共通理解を図る。
- ・ 発達支持的教育相談・課題予防的教育相談・困難課題対応的教育相談を意識し、それらが児童生徒の実態に応じて適切に行われるように努める。
- ・ 全ての教職員が教育相談の知識・技能・態度を身に付け、学校生活のあらゆる機会を捉えて、積極的に児童生徒に関わり、活用するようにする。

2 校内における組織的・計画的な教育相談体制の確立

- ・ 日頃から児童生徒との信頼関係を築き、安心して相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、児童生徒の理解に役立つ資料、情報を収集し活用する。
- ・ 教育相談年間計画に位置付ける定期面談等だけでなく、あらゆる教育活動を通して、全ての教職員が、随時、適切に教育相談を行えるよう、学校としての体制を整備し、教育相談活動の充実に努める。
- ・ 教育相談担当教員が中心となり、児童指導部、生徒指導部、学年会や学級担任、養護教諭及び特別支援教育コーディネーター等との調整を担う。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を生かしつつ、それぞれの役割分担を明確にした上で、円滑な連携を図る。
- ・ 教育相談担当教員を中心に、教育相談に関する基本的・実践的な研修を計画的に行い、教職員一人一人が教育相談に必要な知識・技能・態度を身に付けるなど資質の向上に努める。

3 家庭、関係機関等との積極的な連携

- ・ 日頃から家庭との連携を密にし、保護者の理解と協力を得る。
- ・ 相談機関、医療機関、児童相談所、警察などの関係機関等との連携に際しては、個々の事例に応じて、その機能や活動などについて保護者に丁寧に説明する。
- ・ 関係機関等に依頼したときは、個人情報の取扱いに十分に留意しながら継続的に連携を図り、日常の指導に生かすようにする。

〔参考資料〕

－栃木県教育委員会－

- ・ チームによる支援の充実を目指して～教育相談係主任を中心として～(R4. 3 栃木県総合教育センター)

－文部科学省－

- ・ 生徒指導提要(R4. 12)

〔参考〕

－ホットほっと電話相談－

- ・ 「いじめ相談さわやかテレホン」(子ども専用) 028-665-9999
- ・ 「家庭教育ホットライン」(保護者専用) 028-665-7867

－ホットほっとメール相談－

- ・ 「メール相談専用サイトより」(栃木県教育委員会)

学校体育

ねらい

生涯にわたって運動やスポーツを実践し、豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力を身に付けることができるようにするとともに、健康の保持増進と体力の向上を図るため、学校の教育活動全体を通じて発達の段階に応じた指導の充実に努める。

1 全体計画の作成及び工夫改善

- ・ 学校や地域及び児童生徒の実態を適切に把握するとともに、学校教育目標や体育科、保健体育科及び特別活動等との関連を図りながら、体育・健康に関する指導の全体計画の工夫改善を図る。
- ・ 計画の作成に当たっては、自ら進んで運動を実践する習慣を形成し、生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう、学校や地域の実態に応じた指導の工夫・改善に努める。

2 体育・スポーツ活動の充実

- ・ 体育科・保健体育科の充実を図るとともに、体育的行事、業間活動、クラブ活動、運動部活動等の相互の関連を図り、楽しさに満ちた運動体験をさせることにより、児童生徒の運動欲求を充足し、生涯を通じて運動やスポーツに親しむ態度や習慣を育成する。
- ・ スポーツ活動を実践する過程においては、一人一人の資質や能力の育成が図れるよう配慮するとともに、スポーツを通して交流したり、挑戦したりする中で楽しさや喜びを味わい、豊かな体験を通して、仲間同士が協力し、信頼し合って友情を深め、好ましい人間関係を育むことができるよう指導・援助する。

3 体力向上の推進

- ・ 新体力テストを計画的に実施し、データを分析・蓄積することにより、児童生徒が各自の体力の現状を客観的に認識できるようにするとともに、日常生活においても、自己の能力に応じて目標を立て、計画的・継続的に体力の向上に取り組めるよう指導・支援する。
- ・ 運動部活動等を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるとともに、体力の向上や健康の保持増進を図ることができるよう指導・支援する。

4 施設・用具の整備

- ・ 施設・用具の状況を把握し、不足している施設・用具については計画的に整備し、児童生徒に、より豊かな遊び・運動の機会が与えられるよう配慮する。

5 安全の確保

- ・ 健康観察等により児童生徒の健康状態に十分配慮するとともに、使用する施設・用具等の安全点検を十分に行うなど、事故等の防止に万全を期す。
- ・ 定期健康診断等の結果を踏まえて、特に専門医から運動制限等の指導を受けている児童生徒に対しては、十分配慮する。

〔参考資料〕

－ 栃木県教育委員会 －

- ・ 栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（R6.3）
- ・ とちぎ部活動移行プラン～公立中学校の部活動を地域クラブ活動へ～（R5.3）
- ・ とちぎっ子体力雷ジグひるば (<https://www.tochigi-rising-kids.jp/>)（R3.11）
- ・ 運動部活動指導の手引（H31.3）
- ・ とちぎ元気キッズチャレンジプログラム～投・走・跳の運動～（H28.3）
- ・ 望ましい児童のスポーツ活動の指針《改訂版》（H25.6）

－ 文部科学省 －

- ・ 部活動改革及び新たな地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（R7.12）
- ・ 学校体育実技指導資料 第10集「器械運動の手引き」（H27.3）
- ・ “ ” 第4集「水泳指導の手引き」三訂版（H26.3）
- ・ “ ” 第2集「柔道指導の手引き」三訂版（H25.3）
- ・ “ ” 第9集「表現運動系及びダンス指導の手引き」（H25.3）
- ・ “ ” 第7集「体づくり運動」（改訂版）（H24.7）
- ・ “ ” 第8集「ゲーム及びボール運動」（H22.3）
- ・ 「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き（H31.3）
- ・ “ ” 中学校保健教育の手引き（R2.3）
- ・ 小学校体育（運動領域）まるわかりハンドブック（低・中・高学年）（H24.5）
- ・ 小学校体育（運動領域）指導の手引～楽しく身に付く体育の授業～（R4.3）※スポーツ庁

学校保健

ねらい

児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、学校教育活動に必要な健康や安全への配慮をし、自己や他者の健康の保持増進を図ることができる能力を育成するなど、学校における保健教育及び保健管理に関する組織活動を推進する。

1 指導計画の工夫改善

- 児童生徒の発達の段階及び地域の実態を十分踏まえた学校保健計画を作成し、学校の教育活動全体を通して学校保健活動を円滑、適切に推進する。

2 保健教育の充実

- 学習指導要領の趣旨に基づいた、適切な保健教育を行う。また、習得した知識を日常生活において積極的に活用できるよう、自主的な実践力につなげる。
- 体育科の保健領域、保健体育科の保健分野、特別活動、総合的な学習の時間など関連する各教科等がそれぞれの特質に応じて行われた上で、相互を関連させて指導する。
- 日常における健康課題を解決するために、望ましい意思決定や行動選択ができる能力・態度の育成を図る。
- 性に関する指導については、発達の段階を踏まえ、確実に知識を身に付けるとともに、生命の尊重や自他の個性の尊重、望ましい人間関係の構築など、人間としての在り方についての自覚を深める指導を推進する。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育については、喫煙・飲酒・薬物乱用と健康との関わりについて正しく認識できるようにするとともに、法律による禁止、規制があることを伝える。
- がん教育については、がんについて学ぶことにより、健康に対して関心をもち、正しく理解し、適切な行動や態度をとることができる資質・能力の育成を目指した指導を推進する。
- 学校保健の充実を図るため、地域の専門家等の参画を推進する。

3 適切な保健管理の推進

- 心身の健康問題については、学校・家庭・関係機関が相互に共通理解を深め、個に応じた健康相談を積極的に進めるとともに、研修会等により関係指導者の資質向上を図る。
- 教職員の共通理解の下に健康診断を適正に実施し、事後措置については家庭との連携を密にし、指導の徹底を図る。
- 学校教育活動における危険等発生時の救急体制、連絡体制の整備を図り、その組織運営が円滑に行われるようにする。
- 学校環境衛生検査の適切な実施と事後措置に努め、児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図る。

4 組織活動の充実

- 学校保健活動を円滑に進め成果を上げるため、教職員が役割分担して活動を組織的に取り組む協力体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関と連携するための組織活動の充実を図る。

〔参考資料〕

－栃木県教育委員会－

- 栃木県がん教育ガイドライン(R7.3改訂)
- 栃木県がん教育実践事例(R2.2)
- 薬物乱用防止教育に関する指導プログラム集(H31.2)
- とちぎの学校環境衛生管理(H30.2)
- 学校・家庭・地域で育む健康教育の手引き〈H28年度改訂〉(H29.3)
- 学校と学校医のための栃木県学校保健マニュアル(H29.2)
- 栃木県学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル(H28.2)

－文部科学省－

- わたしの健康(小学生用)(R3.3)
- 改訂「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引(R3.3)
- 改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引(R2.3)
- 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン〈令和元年度改訂〉(R2.3)【※(公財)日本学校保健会】
- 健康な生活を送るために(高校生用)【令和2年度版】(R2.3)
- かけがえのない自分、かけがえのない健康(中学生用)【令和2年度版】(R2.3)
- 改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引(H31.3)
- 学校環境衛生管理マニュアル(H31.3)
- 現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～(H29.3)

食育・学校給食

ねらい

児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を生きた教材として活用しつつ、学校の教育活動全体を通じて食育の推進を図る。

1 指導計画の工夫・改善

- 児童生徒が正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、食事を通して自らの健康管理ができるよう「食に関する指導に係る全体計画」の内容の充実を図り、全教職員が共通理解の下、学校の教育活動全体で組織的かつ継続的に、体系的な指導の充実に努める。

2 食に関する指導の充実と適切な学校給食の管理の推進

- 児童生徒の発達の段階を考慮し、学校給食を生きた教材として活用しながら各教科等と関連させた指導を行う。
- 栄養教諭等の専門性を生かした食に関する指導を通して、学校給食の教育的効果を高めることに努める。
- 食に関する学習教材や野菜等の具体物を活用し、魅力ある指導を行う。
- 異学年や保護者、地域生産者等との交流給食の実施により豊かな心の育成に努める。
- 地場産物の活用や郷土料理に触れる機会を通して地域に伝わる食文化の理解に努める。
- 朝食欠食、肥満・やせ傾向、偏食傾向、食物アレルギー、スポーツにおける相対的なエネルギー不足に対しては、保護者と連携しながら、個別の事情に応じた対応や個別の相談指導を行う。
- 「学校給食実施基準」に基づき、適切に栄養管理された魅力ある学校給食を提供するため、食品の組合せを工夫した献立の作成に努め、充実を図る。
- 「学校給食衛生管理基準」に基づき、調理工程における衛生管理の徹底を図るとともに、異物混入防止など衛生管理に配慮した給食指導の充実を図る。
- 学校給食委員会等の管理体制を整備し、関係機関等と連携を図り、食中毒や誤えん事故の予防及び食物アレルギー等の適切な対応に努める。

3 組織活動の充実

- 学校給食委員会、献立作成委員会、食育推進委員会等を開催し、学校・家庭・地域が協力して、組織的に活動を展開することができるよう食育推進体制の確立を図る。

4 家庭及び地域社会との連携

- 食育について「おたより」や「ホームページ」等を通じて、家庭や地域社会に向けた情報発信を行うとともに、地域の生産者や伝統料理を得意とする方々との交流を支援することで、食に関わる文化・歴史・マナー等を理解させるとともに、感謝や命を大切にすの醸成を図る。

〔参考資料〕

- －栃木県教育委員会－
 - ・つなげる食育チャレンジ推進事業報告書(H30、R1)
 - ・家庭とともに取り組む食生活改善プロジェクト〔H29年度つなげる食育推進事業〕(H30.2)
 - ・学校・家庭・地域で育む健康教育の手引き〈H28年度改訂〉(H29.3)
 - ・地場産物を活用した学校給食と学校における食育の推進のために(H28.3)
 - ・栃木県学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル(H28.2)
 - ・学校給食レシピ集1～3編(H30.2)
 - ・食に関する指導実践事例集(H25、H26)
- －文部科学省－
 - ・中学生用食育教材(R3.3)
 - ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン〈令和元年度改訂〉(R2.3)〔※(公財)日本学校保健会〕
 - ・食に関する指導の手引-第二次改訂版-(H31.3)
 - ・栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～(H29.3)
 - ・小学生用食育教材「たのしい食事つなげる食育」(H28.2)
 - ・学校給食における食物アレルギー対応指針(H27.3)
- －内閣府－
 - ・第4次食育推進基本計画(R3.3)

学校安全

ねらい

児童生徒の安全を確保するための環境を整えるとともに、児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動（自助）し、他の人や社会の安全に貢献（共助・公助）できる資質や能力を育成する。

1 安全管理の徹底

- ・ 複数の目による通学路の危険箇所の確認や子供の視点を加えた質の高い実効性のある学校内外の安全点検に努めるとともに、学校周辺及び地域における不審者発見時の対応や、不審者が校内、敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対応等について、多様な観点から対策を検討し実施する。
- ・ 東日本大震災の教訓や気象災害の激甚化・頻発化を踏まえ、災害発生時における児童生徒の避難経路の安全確保や保護者・地域・関係機関等との連絡体制、児童生徒の下校方法など、学校の防災管理の徹底を図る。
- ・ 学校等において事件・事故や災害が発生した場合に、適切な応急手当や被害の拡大防止・軽減等を講じることができる体制を確立して、児童生徒の安全の確保を図る。
- ・ 校内や地域の重大事故につながり得るヒヤリハット事例を共有・活用した事故の未然防止体制を整備する。

2 学校安全計画の策定・見直し

- ・ 児童生徒の実態や地域の実情を踏まえ、各学校の安全教育・安全管理・組織活動に関わる課題を明確にした「学校安全計画」を策定し、各教科・領域での指導を中心に、学校の教育活動全体を通して安全教育を推進する。なお、「学校安全計画」の策定・見直しの際には、PDCAサイクルの中で定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくように留意する。

3 指導体制の強化及び危機管理マニュアルの作成・見直し

- ・ 学校の危機管理体制や緊急連絡体制を整えるとともに、教職員の共通理解に基づく指導の重点化を図る。「危機管理マニュアル」については、学校の規模、立地条件、取り巻く環境等を踏まえ、学校で実施した訓練等の検証結果、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進的な取組事例などを基に、常に実践的なものとなるよう改善を図る。

4 安全教育の充実

- ・ 「生活安全」、「交通安全」及び「災害安全」の各領域について、指導時数の確保と指導方法の工夫に努め、計画的、継続的な指導を推進する。また、必要に応じて、学校への犯罪予告や周辺でのテロの発生時等、その時の社会情勢に影響される「新たな危機事象」についても指導する。
- ・ 日常生活の様々な危険について理解を深め、直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるよう、自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助・公助」の視点から安全教育を推進する。
- ・ 地震をはじめ竜巻や土砂災害、風水害等の自然災害の危険に際して、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」の育成が図られるよう、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実に努める。

5 組織活動の充実

- ・ 各種研修への積極的な参加と学校の状況や実情に応じた安全管理等の校内研修の開催等により、教職員の危機に対する意識や学校安全に関する資質・能力の向上に努める。
- ・ 学校安全に係る諸問題を解決するため、学校安全委員会や避難訓練等において、学校間や家庭、地域、関係機関等と一層の連携の充実・強化に努める。
- ・ 登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」を設置したり、大地震等災害発生時における保護者との連絡体制を構築したりするなど、学校運営協議会等を活用し、家庭及び地域社会とのネットワークづくりを推進し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制の充実に努める。

【参考資料】

- － 栃木県教育委員会－
 - ・ 学校安全総合支援事業リーフレット(R7)
 - ・ 学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブック(R3)
 - ・ 学校における防災関係指導資料(H25)
- － 文部科学省－
 - ・ 学校安全の推進に関する組織体制の整備と地域等との連携について 審議のまとめ(R7.3)
 - ・ 学校における熱中症ガイドライン作成の手引追補版(R6)
 - ・ 学校における安全点検要領(R6)
 - ・ 実践的な防災教育の手引き（小学校編）(R5)（中学校・高等学校編）(R6)（特別支援教育編）(R7)
 - ・ 第3次学校安全の推進に関する計画(R4)
 - ・ 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(R3)
 - ・ 学校における熱中症ガイドライン作成の手引(R3)
 - ・ 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31)
 - ・ 学校の危機管理マニュアル作成の手引(H30)

国際教育

ねらい

自国の文化や伝統に対する理解を深めるとともに、広い視野に立って他国の文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく態度を育成する。
国際社会に生きる日本人としての自覚をもち、相手の立場を尊重しつつ自分の考えや意見を表現できる基礎的な力を育成する。

1 国際教育の充実

- ・ ふるさと学習などを通して郷土や自国のよさについて学び、日本の文化・伝統についての理解を深め、その文化・伝統を継承し、新しい文化を創造しようとする態度を育てる。
- ・ 他国家、他民族の文化に対する理解を深め、文化や価値の多様性に気付き、異文化を受容する態度を育成するとともに、世界の中の日本人としての自覚をもたせる。
- ・ 国際社会に対する視野を広げ、公平に正しく判断する力を養うとともに、異なる価値や文化をもつ人々に対する寛容な態度や、偏見をもたず差別をしない心を育てる。
- ・ 自分の考えをもち、相手の立場を尊重しつつ、それを主体的に表現できるコミュニケーション能力の育成を図る。

2 指導計画の工夫改善

- ・ 国際教育担当を校務分掌に位置付けるなど、国際教育の在り方について、学校の教育目標に照らしながら、教育課程全体を通して体系的に指導計画に盛り込むようにする。
- ・ 国際教育のねらいを踏まえ、各教科等において国際教育と関連する内容を明確にし、指導計画に位置付ける。
- ・ 児童生徒の発達の段階や指導の継続性に留意するとともに、地域の特性を生かした国際教育に関する学習活動の位置付けを工夫する。

3 指導内容や方法の工夫改善

- ・ 児童生徒の興味・関心を喚起することができるよう、各種資料を意図的、計画的に掲示したり、視聴覚教材やインターネットを活用したりするなどの工夫をする。
- ・ 関係諸機関との連携を図りながら、ALTや近隣に在住する外国人と児童生徒との交流を進めるなど、国際教育の具体的な実践に取り組むよう工夫する。
- ・ 校内研修等の機会を通して、国際教育を推進するための共通理解と指導力向上を図る。
- ・ 総合的な学習の時間で「国際理解」を題材として扱う場合、単に言語の習得や単発的な外国人との交流活動とならないよう留意し、探究的な学習となるよう工夫する。

4 帰国・外国人児童生徒教育の充実

- ・ 帰国・外国人児童生徒の適応指導や日本語指導を充実させるとともに、その他の児童生徒との関わりを重視し、児童生徒間の相互理解を効果的に図るよう工夫する。
- ・ DLAなどを活用し、帰国・外国人児童生徒の日本語能力を把握し、個別の指導計画を作成するなど、個に応じた適切な指導ができるよう配慮する。

※ DLA…Dialogic Language Assessment の略で、「対話型アセスメント」を表す言葉

- ・ 特別の教育課程により、日本語指導教室等で取り出し授業を行う際、学級担任は日本語指導担当教師等と学習や生活についての情報交換を密にし、連携を図る。

【参考資料】

－文部科学省－

- ・ 外国人児童生徒等教育の現状と課題 (R7. 4)
- ・ 外国人児童生徒受入れの手引き【改訂版】 (H31. 3)
- ・ 外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA (H26. 1)
- ・ 文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA (R7. 4)
- ・ 文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし (R7. 4)
- ・ 帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト「かすたねっと」

－栃木県教育委員会－

- ・ とちぎふるさと学習資料集「みんなで学ぼう！ 栃木県」 (H27. 3 デジタルブック版 R5. 3)
「もっと学ぼう！ 栃木県」 (H28. 3 デジタルブック版 R4. 3)
- ・ とちぎ学びのパスポート (R5. 3)
- ・ 現職教育資料第 478 号「外国につながるのある児童生徒の受入れと支援」 (R5. 3)

環境教育

ねらい

豊かな自然や身近な地域の中での様々な体験活動を通して、自然に対する豊かな感受性や生命を尊重する精神を育てるとともに、身近な環境や環境問題に関心を持ち、環境や自然と人間の関わり等について総合的な理解を深め、環境を大切にできる心を育む。

環境の保全やよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、持続可能な社会の構築に向けて、環境への責任ある行動をとることができる態度を育成する。

1 環境教育の充実

- ・ 「教育基本法」、「学校教育法」、「環境基本計画」、「栃木県環境基本計画」、「栃木県環境学習・環境保全活動推進指針」等の趣旨を踏まえ、教育計画を整備し、その実践に努める。
 - ・ 教育計画の作成に当たっては、地域や学校の実態を踏まえるとともに、環境教育において身に付けさせたい能力・態度を明確に位置付け、評価の工夫改善を図る。
 - ・ SDGsや、ESDの視点を取り入れた環境教育を通して、一人一人が、世界の人々や将来の世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育めるよう、教育活動の工夫・改善に努める。
- ※ SDGs…Sustainable Development Goals の略称で、国連が掲げる「持続可能な開発目標」を表す言葉
- ※ ESD…Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」を表す言葉

2 各教科等の特質に応じた指導内容、指導方法の改善・充実

- ・ 各教科、「特別の教科 道徳」、総合的な学習の時間、特別活動等それぞれの特質に応じ、指導内容との関連を図りながら、各指導計画の中に位置付け、教科等横断的な視点を踏まえた上で、教育活動全体を通して総合的に推進する。
- ・ 環境に関して、「親しむ」、「知る」、「行動する」の三つの視点を意識した学習活動を実施することにより、環境に対する理解を深めるとともに実践的な態度の育成を図る。

3 発達の段階に即した教材や指導法の工夫改善

- ・ 幼児期から自然体験活動の機会を多くもたせ、自然のすばらしさや生命の大切さを実感させる。
- ・ 児童生徒の関心と生活体験を軸にして、自然に対する豊かな感性を養うとともに、課題や解決方法を見いだす能力を育て、環境の改善や保全、創造活動に主体的に働きかける態度や実践力を育てる。
- ・ 「明日をつくる子どもたちの環境学習」（環境学習プログラム 幼児・小学生編、環境学習プログラム 中学生・高校生編）を活用して、教材や指導法の改善に努める。

4 指導力の向上

- ・ 環境教育に関する研修会等に積極的に参加し、教職員一人一人の資質の向上を図る。
- ・ 全校体制による計画的な校内現職教育の中で授業研究会を実施するなど、教職員自らの環境に対する意識の高揚と指導力の向上に努める。

5 家庭、地域の人材・施設等との連携の推進

- ・ 家庭や地域社会、市民グループやNPO等、環境問題に取り組んでいる人々や企業、専門家との交流・連携を図る。

〔参考資料〕

－栃木県・栃木県教育委員会－

- ・ ～栃木県環境学習教材～とちぎ未来ファンタジー（R4.10 栃木県）
- ・ 栃木県環境基本計画（R3.3 栃木県）
- ・ 明日をつくる子どもたちの環境学習（中学生・高校生編）（H26.3）
- ・ 明日をつくる子どもたちの環境学習（幼児・小学生編）（H25.3）
- ・ 栃木県環境学習・環境保全活動推進指針（H20.3 栃木県）

－文部科学省－

- ・ 環境教育指導資料（中学校編）（H28.12 国立教育政策研究所）
- ・ 環境教育指導資料（幼稚園・小学校編）（H26.10 国立教育政策研究所）

福祉教育

ねらい

地域社会の多様な人々の存在に気付かせ、他者への関心を高めるとともに、具体的な活動を通して、共に生きることの大切さや社会福祉についての考えを深め、地域社会に主体的・実践的に関わる意欲や態度を育成する。

1 指導計画の工夫・改善

- ・ 福祉教育を通して育てたい資質・能力や態度を分析し、児童生徒の実態を踏まえて、学校としての福祉教育の目標を明確にする。
- ・ 学校段階ごとに、学年間を見通した系統的な指導計画を作成する。
- ・ 各教科等において、指導計画の工夫・改善を意図的、計画的に進める。

2 発達の段階に応じた指導内容や方法の工夫・改善

- ・ 地域福祉、障害者福祉、高齢者福祉教育を柱に、広報・啓発活動、調査研究活動、体験学習など、多様な実践活動を行う。
- ・ 発達の段階に応じて、体験的な活動や問題解決的な学習等を取り入れ、児童生徒が主体的に取り組めるよう指導方法を工夫・改善する。
- ・ 実際の体験を通して何を学んでいくかを明確にするため、次のような段階を踏まえて実践していく。

〔第1段階：知る〕 様々な機会を通して、地域社会の多様な人々の存在を知る。

〔第2段階：関心をもつ〕 交流活動等を通して、地域に暮らす人々に関心をもつ。

〔第3段階：問題の発見〕 地域の人々の具体的な姿から、地域社会の問題に気付く。

〔第4段階：活動展開〕 問題解決の方法を考え、計画を立て、実践する。

〔第5段階：評価〕 実践した活動を振り返り、活動の改善策を考える。

3 実践活動の充実

- ・ これまでの研究学校等の実践事例を参考に、各学校の実情や地域の特性を生かした実践の充実を図る。

4 家庭や地域社会との連携、協力

- ・ 家庭や地域社会と協力して、子供会活動や自治会等の奉仕活動に児童生徒を参加させたり、関係諸機関等と連携して福祉施設を訪問したりするなど、実践的な活動を進める。
- ・ 啓発活動や授業参観などを通して、福祉教育の重要性を家庭や地域社会に広める。

〔参考資料〕

－栃木県教育委員会－

- ・ 障害者差別解消のための道しるべ (R6. 4)
- ・ 小・中学校 福祉教育のガイドブック (H11. 3)

情報教育

ねらい

児童生徒の情報活用能力を育成するため、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成に努めるとともに、ＩＣＴを適切に活用した学習活動の充実が図れるよう、教員のＩＣＴ活用指導力の向上に努め、児童生徒の資質・能力を育成するための個別最適な学びと、社会とつながる協働的な学びの実現を推進する。

1 情報教育に関する指導計画等の工夫改善

- ・ 育成された情報活用能力を発揮させ、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながるよう指導計画を作成する。
- ・ 人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく情報技術を、児童生徒が手段として学習や日常生活に活用できるよう、各教科等において適切に活用した学習活動の充実を図る。
- ・ 児童生徒の実態や育成を目指す資質・能力、各教科等の特質、指導の目標や内容に応じて、コンピュータや情報通信ネットワークの適切な活用方法を工夫改善し、各教科等での効果的な活用を図る。
- ・ 児童生徒の発達の段階、各教科や総合的な学習の時間等のねらいや内容を考慮し、情報活用能力（情報モラルに係る能力や態度を含む）を育成する場面が明確となるよう、学年ごとに指導計画を工夫改善する。
- ・ 小学校においては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの情報手段の基礎的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理をさせるために必要な論理的思考力を身に付けさせるプログラミング教育の充実を図る。

2 情報モラルの育成

- ・ 人権や知的財産権など、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険回避などの情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどについて、確実に習得できるよう指導する。
- ・ 児童生徒が、情報通信ネットワークを通じて他者や社会とよりよい関係を築けるように、インターネット上の犯罪や違法・有害情報等の問題や著作権を理解し、情報手段を正しく活用するための判断力や心構えが身に付くよう指導する。
- ・ 児童生徒の発達の段階や知識の習得、理解の状況に応じて、教育活動の様々な場面で指導が行われるよう体系的に取り組み、実践的な能力や態度が身に付くよう指導する。
- ・ 児童生徒が携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等を通じたインターネット利用によるネットトラブルを発生させたり、巻き込まれたりしないよう、守るべきルールやマナー、危険から身を守る注意事項等を、最新の情報を基に指導し、学校だよりや保護者会等で働きかけるなど、保護者との連携を図る。

3 情報教育を推進するための環境整備

- ・ インターネット利用ガイドラインの策定、フィルタリングやコンピュータウィルスを遮断するソフトウェアの導入など、児童生徒が安心してインターネット等を利用できるネットワーク環境を整備する。
- ・ コンピュータや大型提示装置等のＩＣＴ機器を授業等で効果的に活用できるよう、校内外における研修を充実させ、情報モラルや知的財産等への理解も含めた教員の資質・能力の向上に努める。
- ・ 授業で利用できるコンテンツの収集及び共有や、ネットワーク上での文書の共有化等により、情報教育を推進するとともに校務の情報化を促進する校内体制の整備・充実を図る。また、児童生徒の個人情報の外部漏洩等を防止するために情報セキュリティポリシーを策定するなど、情報セキュリティの確保に努める。

〔参考資料〕

－栃木県教育委員会－

- ・ ＳＮＳ時代の生徒指導ハンドブックー情報モラル教育 教師のための手引きー（Ｒ8. 2）
- ・ 栃木県学校教育情報化推進指針（改訂版）（Ｒ6. 11）
- ・ ＧＩＧＡワークブックとちぎ（Ｒ7. 3 栃木県総合教育センター）
- ・ ゼロ！ネットトラブル 今、子供とインターネットについて話そう！（Ｒ5. 2）
- ・ 誰でもできる！！小学校教員のためのプログラミング教育 はじめの一步（Ｈ30. 11）
- ・ 《情報モラル指導資料》スライド資料（Ｈ29. 3） ネットトラブル事例とその予防（Ｈ28. 7）
- ・ ネットトラブル事例集～ネット社会に生きる子どもたちのために～（Ｈ28. 3 栃木県総合教育センター）
- ・ 情報モラルの育成～栃木の子どものインターネット利用の現状を踏まえて～（Ｈ26. 1 栃木県総合教育センター）

－文部科学省－

- ・ 教育の情報化に関する手引（追補版）（Ｒ2. 6）
- ・ 情報モラル教育実践ガイダンス（Ｈ23. 3 国立教育政策研究所）

学校図書館教育

ねらい

図書資料、視聴覚資料など学校教育に必要な資料等の収集・整理・保存に努め、教育活動全体において計画的に活用できるようにする。

児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実させることにより、豊かな心や情報活用能力の育成を図る。

1 学校図書館の計画的な活用と利用指導の充実

学校図書館は、学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして、図書だけでなく、その他学校教育に必要な資料やソフトウェア、コンピュータ等様々な情報手段の導入に配慮するとともに、ゆとりある快適なスペースの確保、校内の協力体制や組織的な運営などについての工夫に努める。また、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的

- ・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすよう努める。
- ・学校図書館司書教諭または学校図書館主任等を中心に、計画的・組織的な運営を図る。
- ・全ての教職員が学校図書館の役割や意義について理解を深める。
- ・利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等を作成し、全校的な実践化を図る。
- ・社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、計画的な図書資料等の更新を図るなど整備に努める。また、読書バリアフリーの観点から、障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒等への対応を含めた、読書環境の整備に努める。
- ・学級活動等を通じ、図書館及び図書資料等の利活用に関する基礎的・基本的な能力の育成を図る。
- ・児童生徒の発想を生かした委員会活動の主体的・自治的な取組を支援する。
- ・公共図書館や他校の学校図書館との連携を図り、より豊かな学習活動を展開する。
- ・保護者や地域の人材等の活用により、学校図書館運営の充実を図る。

2 「読書センター」としての機能の充実

児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、児童生徒が自主的、自発的な読書活動が行えるよう、読書センターとしての機能の充実に努める。

- ・児童生徒の読書傾向の実態を把握し、多様な興味・関心に応えられる図書資料を収集する。
- ・児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養うことに資する図書資料を収集する。
- ・学校図書館が学校における心のオアシスとして、進んで読書を楽しむための場となるよう努める。また、児童生徒の発達の段階に応じた良書の選定や紹介を行うなど、読書のよさを実感させられるよう工夫する。
- ・余裕教室の活用を図り、ゆとりある機能的なスペースの確保に努める。
- ・「家読（うちどく）」など家庭での読書活動を推進するため、図書資料の広報活動等を充実させる。

(※)：家読…家族間でおすすめの本を紹介し合ったり、読んだ本について話し合ったりすることで、家族の絆を深める取組。

3 「学習センター」・「情報センター」としての機能の充実

各教科等における児童生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能や、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童の情報収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能の充実に努める。

- ・児童生徒が利活用しやすいように図書資料の構成や整理方法、配架等を工夫するとともに、適切な資料選択の方法についての指導に努める。
- ・図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料、電子資料（各種記録媒体に記録・保存された資料、ネットワーク情報資源等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料等、様々な情報ソフトの収集・整理に努める。
- ・コンピュータ等の情報機器の導入や公共図書館等との連携を図る。

〔参考資料〕 ー栃木県教育委員会ー
ー文部科学省ー

- ・栃木県読書活動推進計画（R6.3）
- ・第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（R5.3）
- ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（R4.1）
- ・小学校学習指導要領、中学校学習指導要領（H29.3）
- ・「学校図書館ガイドライン」（H28.11）

へき地・複式・分校教育

ねらい

社会の変化を的確に捉え、各学校のもつ様々な条件や、教育上の課題を明確にし、へき地・複式・小規模校や分校それぞれの特性を生かしながら、指導計画や指導方法の改善を図り、特色ある教育課程の展開に努める。

1 へき地教育の充実

- ・ 学校の特性を生かして、学校の実態に応じた経営方針を立て、教師の専門性を生かした指導体制を確立する。
- ・ 豊かな自然環境を学校教育に生かし、家庭や地域社会との連携を図った体験活動など特色ある教育活動の推進に努める。
- ・ 近隣及び他地域の学校と連携し、集合学習や交流学习の充実を図る。

2 複式学級に関する指導の充実

- ・ 学級内の児童が少人数であることを生かし、児童同士や教師と児童との直接的なふれあいの場を多くもちながら、児童一人一人に対する一層の理解に努め、指導に反映させる工夫をする。
- ・ 異学年で学級が構成されていることを生かし、下の学年は上の学年に学ぶこと、上の学年は下の学年に配慮すること等を通して、互いに協力し合う態度の育成を図る。
- ・ 同単元同内容異程度指導（くりかえし案、一本案）や同単元同内容同程度（A・B年度案、二本案）等の指導計画を作成する場合には、各学習指導要領及び解説に示されている系統性に留意するとともに、学年差や個人差など、児童の発達の段階にも配慮する。
- ・ 児童の実態に応じた指導を充実させるために、指導内容を精選し、学習の効率化を図るとともに、「わたり」や「ずらし」の授業における直接指導と間接指導の位置付けを明確に示した指導計画を作成する。
- ・ 学校及び児童の実態を捉えて学習集団の編制等を工夫し、指導者の特性を生かした協力体制（学年別指導やT・Tによる指導等）も考慮して、指導の効率化を図る。
- ・ 間接指導における学習時間を、児童自らが課題を追究し発展する時間、協力して学習し理解を深める時間、個人の能力に応じて補充・深化の学習を行う時間にするなど、児童一人一人が主体的に学習できる時間として位置付けられるよう、活動のねらいや活動内容及び活動時間の明確化を図る。
- ・ 特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動においては、複式学級の特性を生かした指導計画を作成するとともに、体験的な活動を取り入れるなど、個々の児童の主体性や社会性、実践力を高める指導方法を工夫する。
- ・ 設備、備品、資料、教材教具の効果的な活用を通して、指導の充実に努める。
- ・ 各教科等の目標を実現するためにICTを効果的に活用することによって、児童の学習意欲を高めたり、個に応じた授業の展開を工夫したりすることで学習指導の充実を図る。
- ・ 集団の学びの充実を図るとともに評価方法を工夫し、指導と評価の一体化を図る。

3 分校教育の充実

- ・ 分校の経営に当たっては、本校との連携を緊密にし、分校の実態に即した経営の充実と改善を図る。また、児童生徒や地域の特性を生かした教育活動の展開に努める。

〔参考資料〕

－栃木県教育委員会－

・ 複式学級担任の手引（平成31年3月）